

弟子屈町過疎地域自立促進市町村計画

北海道川上郡弟子屈町

1 基本的な事項

(1) 弟子屈町の概況

自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

弟子屈町は北海道釧路・根室連携地域の北部内陸に位置し、東西に28.8km、南北に31.0km、総面積774.53km²である。

西北部は高い山脈をもってオホーツク連携地域に接し、東は根室原野に連なり、南は標茶町を経て、釧路湿原に接している。

本町は千島火山帯に属する高原地帯で、透明度において世界有数の摩周湖、日本最大級のカルデラ湖の屈斜路湖をはじめ、豊かな自然に恵まれており、行政面積の65%が阿寒国立公園内に指定されている。

気候は、一般に冷涼で、年間の平均気温は4.5度であるが冬期の12月から3月の平均気温はすべて氷点下と冷え込みが厳しいために土壌の凍結度が著しい。

また、積雪については釧路地域の中でも特に多く、山沿いでは暴風が吹き荒れる地域でもある。

弟子屈町は、明治18年に温泉の湧出により現在の弟子屈市街地、川湯市街地などに温泉宿を経営するに至ったのが開拓の始まりとされている。

また、硫黄の採掘による北海道2番目の鉄道の開通などにより発展を続け、大正12年には弟子屈村となり、昭和22年に町制が施行されて弟子屈町が誕生し、現在に至っている。

本町の開拓は、農業が後発で発展してきた経緯があり、今なお豊富に湧き出る温泉を利用した観光産業が中心となって発展してきたことは他の市町村の発展経緯と大きく異なるところである。

公共交通機関はJR釧網本線と定期路線バスがあり、道東の経済中枢都市である釧路市と結ばれている。また、道路整備状況は、国道3本、道道6本が通じており、東北道の交通の拠点となるとともに各種産業の幹線として、又、日常生活においても極めて重要なものとなっている。

弟子屈町の産業は、農林業と観光産業が基幹産業である。農業は町の北部が畑作、中部及び南部が乳牛を主体とした酪農経営を行っており、畑作は馬鈴薯、てん菜、小麦を中心に生産されている。また、土づくりに力を注ぐとともに高収益作物の栽培や特産品についても調査研究されており、「摩周メロン」と「摩周そば」はブランドとして定着している。

酪農は足腰の強い酪農を目指し、機械化、多頭化が進みコントラクター事業等、農業支援システムの導入が進められている。

林業は農業とともに基幹産業を形成しており、森林は町の面積の約65%を占める。

阿寒国立公園区域を含む本町においては、森林資源が景観形成上においても非常に重要であることから、木材の生産機能の向上とともに治山治水対策に十分配慮しながら、人材の育成・確保や生産基盤・木材供給体制の整備、木材・木製品の利用促進など林業・木材産業の活性化に向けた取り組みが求められているところである。

観光産業は、北海道遺産第1号にも認定された摩周湖をはじめとする景勝地や豊富な温泉資源に恵まれているが、近隣宿泊地の施設の近代化や大型化により競争力が低下するなど、宿泊客が減少している。現在は、「誰もが自慢し、誰もが誇れる町づくり」をスローガンに「てしかがえこまち推進協議会」を設立し、専門部会において、着地型観光の新たな旅行商品の開発や情報発信のあり方の検討などを行っているところである。

弟子屈町における過疎の状況

本町の人口は、国勢調査数で、昭和35年にピークを迎え、13,262人を数えたが、平成17年の国勢調査時においては9,023人で45年間の間に約32%減少している。

そして、平成22年3月末現在の住民基本台帳人口では8,305人と更に約8%の減少となり人口の減少に歯止めがかからない現状である。

人口構成については、昭和35年の国勢調査において4.7%だった高齢者比率が平成7年には19%と急速に高齢化が進み、平成17年には26.8%となり町民の約4人に1人が高齢者となっている。

また、若年層については昭和35年に26.9%であったが平成7年には14.7%、平成17年には11.6%と減少し続けている。

また、平成12年と平成17年の国勢調査による就業人口を比較すると特に就業人口が多い第3次産業が約6%、第1次産業が約2%、第2次産業にいたっては、約25%の減少となっている。

本町は平成14年度よりスタートした第4次弟子屈町総合計画においてまちづくりの基本テーマを「大自然のステージを未来へつなぎ輝く人々がハーモニーを奏でるまち」とし、平成23年度の最大予測値である9,000人を確保するために計画を策定しており、少子高齢化対策としては子どもの産み育てやすい環境づくりを、就業人口の増加には弟子屈町の自然を生かした第3次産業を中心とした各産業の支援等を対策として実施しており、平成17年度より移住政策にも力を入れ、人口の増加策を総合的に進める努力をしている。

しかし、基幹産業である第1次産業の後継者不足や地元における就職先の不足による高卒者等の若年労働者層の流出が人口減少の大きな要因であることは変わらず、これは高齢化率の上昇要因の一つとも推察される。

このような状況下において平成12年度より「弟子屈町過疎地域自立促進市町村計画」に基づき、国立病院の廃止を受けた「摩周厚生病院」の建設補助事業や、生活環境整備においては公共下水道事業、また公営住宅整備事業の推進、更に新規就農者への支援や都市と農村の交流施設の建設、交流人口増加を目的とした観光イベントの開催などを実施してきたが、全国的な傾向とも重なり、引き続き人口の減少を食い止める決定打とはなっていない。

表 1-1(1)人口の推移（国勢調査）

（単位：人、％）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	13,262		12,894	-2.8	12,237	-5.1	11,973	-2.2	12,206	1.9
0～14歳	4,705		3,870	-17.7	3,306	-14.6	3,009	-9.0	2,862	-4.9
15～64歳	7,928		8,270	4.3	8,023	-3.0	7,948	-0.9	8,094	1.8
うち15～29歳(a)	3,562		3,489	-2.0	3,035	-13.0	2,631	-13.3	2,406	-8.6
65歳以上(b)	629		754	19.9	908	20.4	1,016	11.9	1,250	23.0
(a)/総数 若年層比率	26.9		27.1	-	24.8	-	22.0	-	19.7	-
(b)/総数 高齢者比率	4.7		5.8	-	7.4	-	8.5	-	10.2	-
区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,787	-3.4	10,604	-10.0	9,954	-6.1	9,493	-4.6	9,023	-5.0
0～14歳	2,526	-11.7	1,960	-22.4	1,525	-22.2	1,286	-15.7	1,098	-14.6
15～64歳	7,944	-1.9	7,036	-11.4	6,532	-7.2	6,057	-7.3	5,509	-9.0
うち15～29歳(a)	2,135	-11.3	1,647	-22.9	1,468	-10.9	1,306	-11.0	1,043	-20.1
65歳以上(b)	1,317	5.4	1,608	22.1	1,888	17.4	2,145	13.6	2,416	12.6
(a)/総数 若年層比率	18.1	-	15.5	-	14.7	-	13.8	-	11.6	-
(b)/総数 高齢者比率	11.2	-	15.2	-	19.0	-	22.6	-	26.8	-

人口の推移（国勢調査）

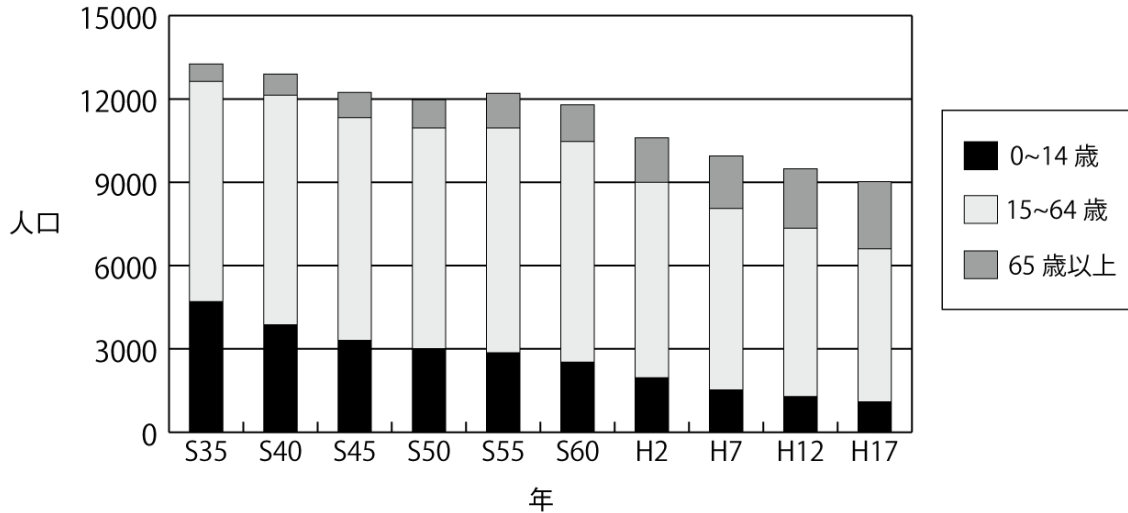


表 1-2(1)人口の推移（住民基本台帳）

（単位：人、％）

区分	平成12年3月31日現在		平成17年3月31日現在			平成22年3月31日現在		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	9,515	-	8,949	-	-5.9	8,305	-	-7.2
男	4,624	48.6	4,307	48.1	-6.9	3,949	47.5	-8.3
女	4,891	51.4	4,642	51.9	-5.1	4,356	52.5	-6.2

弟子屈町の社会経済的発展の方向の概要

本町は他の道内地方市町村と同様に人口の減少は進んでいる状態であるが、これまでの通過型観光から体験滞在型観光への展開や、町外・道外からの移住者による新たな新規事業の開拓等がきっかけとなり、形となって就業人口の増加や新たな交流を生むことが期待されているところである。

基幹産業である農業は、昭和31年に集約酪農地帯の指定を受け、酪農専業経営が多く、経営規模拡大等に取り組んできており、今後は国際競争に勝ち残っていくための足腰の強い経営体質が求められている。

また、畑作経営の高収益作物の導入を積極的に進めるための研究も引き続き必要とされている。

さらには、将来的に離農による農地の遊休化が懸念されており、就農前の研修も含め、新規就農の促進についても期待が大きく奨励制度などを積極的に運用していく必要がある。

今後においても、農業基盤の整備の充実を図ることはもとより、生産性を高める新たな取り組みが重要とされていることから、足腰の強い農業経営を支える施策が必要である。

農業とともに基幹産業である林業は、安価な輸入木材使用によることや、国有林野事業の抜本的改革により国有林野からの生産材が減少しており、林業就業人口も減少している。林業を取り巻く経済環境は依然厳しく、森林所有者の山づくりへの投資意欲が木材の低価格等により、減退している状況

を踏まえ、森林の公益的機能の重要性から、山づくりの考え方を経済型林業から環境型林業へ位置付けることにより、各種制度の活用による森林所有者の一層の負担軽減を図るとともに農村景観に配慮した農業との連携による新たな森林の造成や森林多目的利用、林産物の有効活用を図る必要がある。

基幹産業の一つである観光産業においては、古くから温泉の町として、又、摩周湖を代表とする景勝地が数多くある町として、商工業などの産業と非常に結びつきが強い産業構造となっている。近年は「通過型」から「滞在型」、「見る観光」から「体験する観光」にシフトされてきている。本町においては入込み客数及び宿泊客数ともに減少傾向にあるが、東アジア地域からの観光客は年々増加してきており、北海道が進めてきた誘致活動等の成果が現れている。

しかし、国内のツアー単価の下落による収入減が著しく、近隣の宿泊地との競争が激化してきていることから、他の宿泊地と連携しながら様々なニーズに対応できる観光メニューの開発はもちろん、豊かな温泉や優れた自然環境など貴重な観光資源を保全しつつ適切に活用し、観光客を暖かく迎え入れる「おもてなしの心」の醸成と海外からの観光客の受入体制の強化に、地域住民と一体となって取り組んでいく必要がある。

工業分野においては、長引く不況の影響もあり、企業誘致等が難しい状況であるが、今後の経済動向を見極めながら特に雇用の創出が期待できる業種を中心に、新規企業の誘致についても推進する必要がある。また、地場産の特産品と観光及び体験型観光産業も含めた第6次産業の起業展開も今後検討していく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

弟子屈町の人口の推移を国勢調査時における数値で比較すると、昭和35年の13,262人をピークに平成17年には9,023人となり、32%の減少率となっており減少傾向が続いている。

年齢別に人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口のうち若年層がかなり高い割合で減少してきており、その大きな原因として就業機会がない高卒者が町外へと流出していることが考えられ、地域の若い活力が他の都市部に吸収されていることがうかがい知れる。

一方、高齢層（65歳以上）の人口は、年を追うごとに高い数値で増加してきていたが、昭和50年から昭和55年までの23%の伸びを最大として、平成12年と平成17年の比較では12.6%の増加となっており、増加率としては緩やかになっているものの、構成比においては約26.8%と人口の約4人に1人が高齢者となっており、平成2年ではほぼ同数であった若年層（15～29歳）と高齢層は平成17年では高齢層が若年層の約2倍の2,416人となっており、構成比の変動に伴った施策が必要となってきたことがわかる。

産業別に就業人口を見てみると第1次産業の就業人口が、昭和35年は3,033人であったが、平成17

年には609人となり、約1/5 に減少している。

また、第3次産業は、産業構造の多様化とともに増加し、構成比率も高いが昭和55年のピークから平成17年度まででは17.6%の減少となり減少傾向が続いている。

第2次産業にあっては、平成12年から平成17年の5年間で約25%減少しており、ピークであった昭和55年の約半数となっている。

この結果、雇用の場の減少による要因で社会的人口減と少子高齢化社会による自然減で、より過疎化に拍車がかかることも予想される。

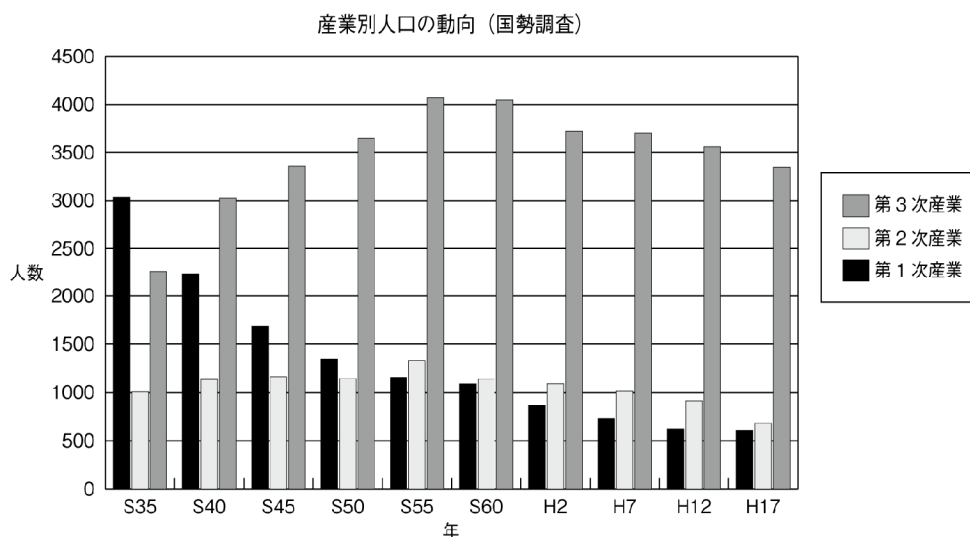
このため、基幹産業である農林業の更なる基盤整備、観光産業の振興による交流人口の増加、生活環境の整備、保健・福祉・医療の充実など各種の事業展開により誰もが安心して暮らせる町づくりを目指すことにより過疎化に歯止めをかけるものとする。

表1-3(1)産業別人口の動向（国勢調査）

（単位：人、％）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,303		6,392	1.4	6,213	-5.6	6,140	-4.0	6,556	4.0
第1次産業	3,033		2,231	-26.4	1,689	-27.1	1,346	-23.1	1,155	-17.0
第2次産業	1,007		1,135	12.7	1,163	-0.3	1,144	-4.4	1,332	13.6
第3次産業	2,263		3,026	33.7	3,361	8.3	3,650	5.8	4,069	8.7

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,277	-4.3	5,686	-9.4	5,446	-4.2	5,097	-6.4	4,642	-8.9
第1次産業	1,090	-5.6	870	-20.2	731	-16.0	623	-14.8	609	-2.2
第2次産業	1,140	-14.4	1,091	-4.3	1,015	-7.0	912	-10.1	682	-25.2
第3次産業	4,047	-0.5	3,725	-8	3,700	-0.7	3,562	-3.7	3,351	-5.9



(3) 市町村行財政の状況

弟子屈町の行財政の状況

本町の行政機構は別紙のとおりであるが、現在非常勤を除く常勤職員は168人(平成22年4月1日現在)となっている。広域行政については、釧路公立大学事務組合、釧路北部消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路広域連合、釧路・根室広域地方税滞納整理機構に加入し、相互協力体制を推進している。

弟子屈町の財政状況は、基幹産業である農林業及び観光産業の停滞に伴う人口減、長年の不況による税収の伸び悩み、三位一体の改革による地方交付税の削減等で厳しい環境にあるが、歳出全般を切り詰める一方で、多様化する住民ニーズや町の活性化のため産業基盤の整備、教育環境の整備、生活環境の整備、保健・福祉・医療の充実などの施策を積極的に展開してきた。

しかしながら、その財源については交付税算入のある有利な起債を選択し、運営を行ってきているが、その残高も平成20年度末では約99億円に達し、近年の償還額は減少してきているものの依然として高い水準にある。

本町の平成20年度の決算状況については別紙のとおりである。歳入において町税、地方交付税などの一般財源が歳入全体の76.9%、国・道支出金9.9%、地方債2.2%、その他11%の割合であるが、町税の占める割合は13.5%と脆弱な財政体質である。

財政の健全化を図るため、行政改革、建設事業の縮減などに取り組んでいることから予算規模についても減少しており、予算に占める起債の割合については平成12年度に比べて低くなっている。

歳出については平成12年度と比較して、行財政改革に伴う人員削減等により、人件費等の義務的経費が約40%減少しているが、歳出に占める割合は40%代後半を推移しており、投資的経費については、平成12年度と平成17年度を比較するとハード事業からソフト事業への転換により減少しているが、平成20年度においては増加している。また公債費については公債費負担比率でみると平成12年度に17.7%、平成17年度には19.8%、平成20年度には15.3%と高い比率となっており、一般的な財政運営上の警戒ラインとされる15%を大きく上回り危険ラインである20%に近い状況が続いている。これは財政が硬直化を招いていることを表し、厳しい財政状況が続いていることがわかる。このため引き続き、自主財源の確保や徹底した経常経費の削減に努めるほか投資的経費についても、事業の効果や緊急性を検討し、関係機関との連携を図りながら効率的に運営することはもとより、過疎法による財政支援措置を十分活用し、住民サービスの向上と地域の自立を図る。

弟子屈町機構図

(平成22年4月1日現在)

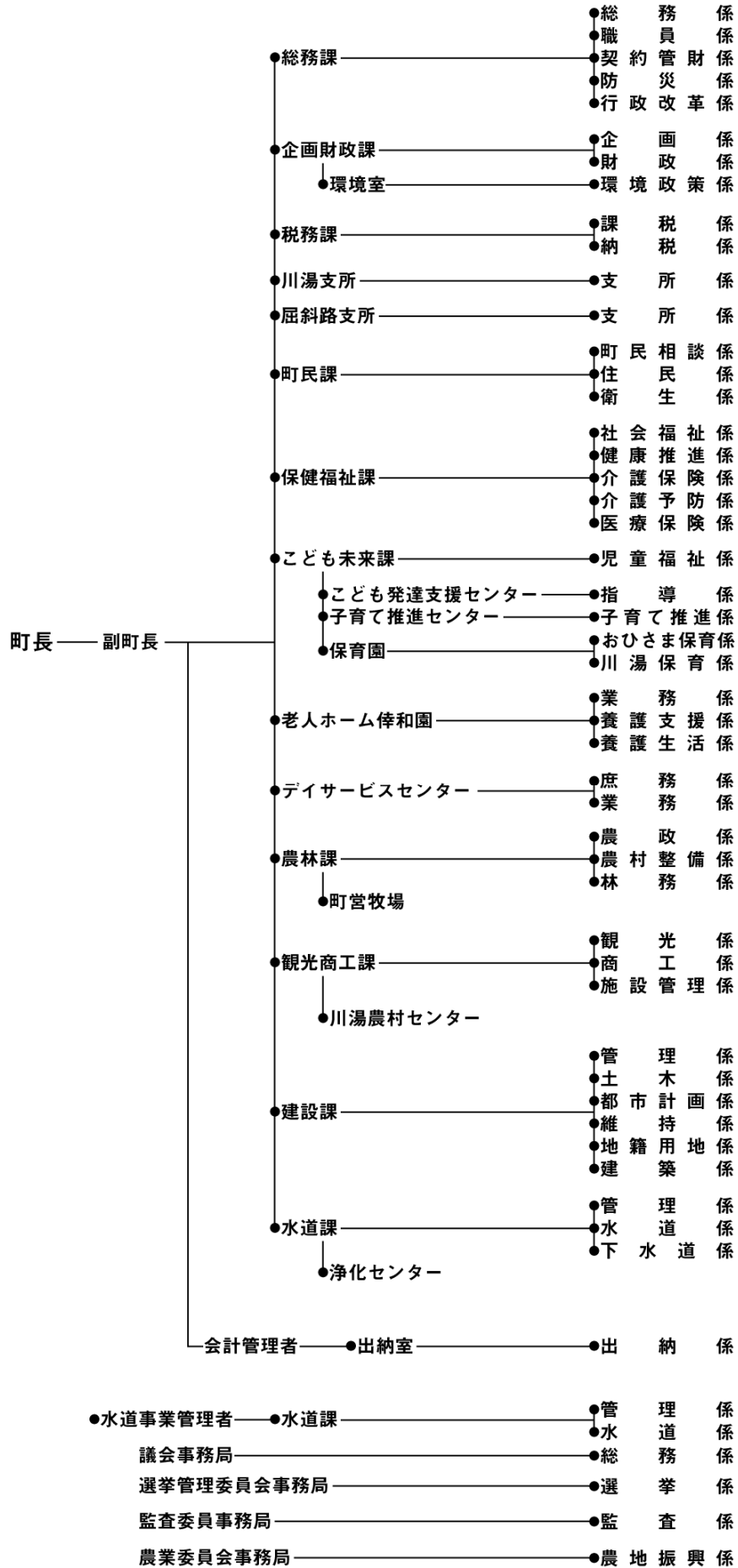


表1-2(1)弟子屈町財政の状況（普通会計）

（単位：千円）

区 分	平成12年度	平成17年度	平成20年度
歳入総額A	8,672,149	6,078,753	6,535,879
一般財源	5,487,247	4,805,648	5,024,537
国庫支出金	647,086	178,081	327,928
道支出金	310,009	289,880	317,025
地方債	1,179,518	21,000	144,100
うち過疎債	87,300	18,400	37,900
その他	1,048,289	784,144	722,289
歳出総額B	8,553,140	5,991,542	6,459,409
義務的経費	3,035,987	2,879,478	2,926,076
投資的経費	2,585,646	417,493	668,051
うち普通建設事業	2,585,646	417,493	668,051
その他	2,931,507	2,694,571	2,865,282
過疎対策事業費	4,474,843	981,621	1,165,120
歳入歳出差引額C(A-B)	119,009	87,211	76,470
翌年度へ繰り越すべき財源D	9,153	0	10,872
実質収支C-D	109,856	87,211	65,598
財政力指数	0.225	0.26	0.25
公債費負担比率	17.9	19.8	15.3
起債制限比率	11.4	13.7	10.8
経常収支比率	83.5	84.6	89.0
地方債現在高	11,600,737	12,119,772	9,914,325

施設整備水準等の現況と動向について

各種産業振興の基盤である道路の整備状況は、国道・道道においては舗装率・改良率ともに100%であるが、住民生活に密着した町道の平成20年度末の整備状況においては、舗装率50.69%、改良率60.50%であり、十分であるとは言えない。

水道事業については、水道事業、簡易水道事業の実施給水人口は平成20年度末にて7,336人で普及率は85.95%であるが、その他に農業用水道があり、ほぼ町内全域に普及している。一方で老朽化している施設の維持・改修が大きな課題となっている。

また、公共下水道事業については平成10年度より供用が開始され、下水道普及率については平成20年度末において85.95%となり、また下水道処理区域内の水洗化率においては46.85%と徐々に普及してきているものの環境全般の保全のためにも更なる早急な整備が必要である。

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成20年度末
市町村道					
改良率(%)		23.80	49.18	63.32	60.50
舗装率(%)		10.30	33.01	50.40	50.69
耕地1ha当たり農道延長(m)	2.12	1.40	0.25	0.15	0.00
林野1ha当たり林道延長(m)		39.75	44.70	55.51	0.00
水道普及率(%)	59.17	75.82	86.70	79.32	85.95
水洗化率(%)	-	0.03	0.06	14.24	46.85
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	10.87	20.20	23.52	26.34	23.96

公営住宅は14団地、672戸を所有しているが、老朽・狭小化しているものが多く、また高齢化の進行や入居者の多様化により様々な要望を満たす住空間が求められているところである。本町では、平成14年度に「弟子屈町住宅マスタープラン」、「弟子屈町公営住宅ストック総合活用計画」を策定し、計画に基づき建替事業を検討・実施しているところである。

医療施設については、平成15年3月に国立弟子屈病院の閉院と共に後継病院として摩周厚生病院が開院され病院2施設、診療所3施設、歯科診療所4施設があるが、多くの観光客が来町する観光地でもあるため、住民以外の受診者も含め、誰もが安心して受診できる救急医療体制の整備を図る必要がある。

福祉施設については、町立養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、社会老人福祉センターを整備してきたが、施設の老朽化が進んでいるものもあり、また、今後更に進んでいく高齢化に対応するため、施設の改築を含む維持補修の検討を行う等、福祉の充実を図る必要がある。

教育施設については、道立弟子屈高等学校、町立小学校6校、町立中学校2校があり、年次計画により整備を図っており、平成21年度より老朽化した給食センターや弟子屈中学校の建て替えに着手したところである。

社会教育施設としては、テニスコート・ソフトボール場などを含む運動公園やパークゴルフ場、温水プールなどのスポーツ施設、公民館や釧路圏摩周観光文化センター、アイヌ民俗資料館などの文化施設が整備されている。

また、観光施設や地域間交流施設としては、観光案内所をはじめ900草原や相撲記念館、道の駅、オートキャンプ場、奥春別交流センター、屈斜路ウォータースポーツ公園、川湯ふるさと館と多く施設が整備され体験観光施設、都市との交流施設としての役割を果たしている。今後においては、これらの施設を一層利用しやすいシステムの構築が必要であり、平成21年度より道の駅の設備更新に着手したところである。

(4) 地域の自立促進の基本方針

弟子屈町では現在策定されている第4次総合計画の「大自然のステージを未来へつなぎ 輝く人々がハーモニーを奏でるまち」をテーマとして行政と町民が一体となって魅力あるまちづくりを推進しているところであるが、平成24年度からは第5次の総合計画によるまちづくりが開始されることを踏まえ、新たな総合計画とともに、人々が集い過疎の解消が図られるまちづくりを推進していく。

平成23年度までの第4次総合計画における基本方針は以下のとおりである。

【産業】

自然を源泉とした産業振興

本町の自然を源泉とした農林業などの産業を持続的に発展させていくために、基盤となる自然の保全と適切な資源管理を進める。特に基幹産業である農業基盤の整備にあたっては、地力の向上と農地の保全のために酪農と畑作の連携による土づくり対策を進める。

また、農村環境の改善及び労働時間の軽減による後継者の育成・確保、更に新規就農者の誘致を進める。

体験交流型の観光振興

観光については、多様化するニーズを的確に捉え、本町としての地域個性を生かしたサービス・メニューなどの開発により体験交流型の観光の展開を図る。また、他産業との連携による新たな集客にも目を向け、民間活力の導入を図る。

日常生活に密着した産業振興

弟子屈町が持つ資源・地場産品などをもとに自ら興す動きを支援し、既存の商工業については、経営意識の改善や経営基盤の強化、後継者の育成などにより地域の他産業と一体となった活性化を図る。

【生活】

健康で安心できる暮らし

町民一人ひとりの心身の健康保持・増進のために、保健・医療・福祉のネットワークの形成を図りながら、発病そのものを予防することを重視した総合的な取り組みを進める。

良質な医療サービスの提供による安心できる暮らしの実現のため、中核病院として摩周厚生病院の運営支援と、診療科目や救急医療体制の充実など病院機能の強化を要請していくとともに、地域医療充実のため民間医療機関などと連携した体制づくりを推進する。

ともに支え合う福祉のまちづくり

すべての町民が相互に支え合いながら、高齢者・障害者を含むすべての人に優しいまちづくりを進める。将来の弟子屈町を支える子供達を育むために、安心して子供を生み育てられる環境の整備と支援体制づくりを進める。

安全で快適なまちづくり

町民の生命・財産を保護し、安全と安心を確保するために、地域防災計画を見直し、防災意識の向上と防災体制の確立を図る。町民の自主的な活動と一体となった取り組みにより、交通安全対策、犯罪防止対策の推進を図る。

【教育】

弟子屈町の未来を担う人材の育成

弟子屈町の未来を担う人材育成の観点から、地域に根ざした創造性豊かな教育の推進を図る。弟子屈町で育つ価値と意義を認識するために、家庭や地域社会における子ども達の体験活動や場の充実など、ふるさと教育の推進を図る。

創造性豊かな文化を育む生涯学習の展開

地域の素材を活かした創造性豊かな町民文化を育むために、多様化する学習要求に対応した知恵や技能を持った町民を「町民先生(指導者登録)」として位置づけながら、町民相互が学びあう仕組みをつくる。

健康的で活き活きとした町民のスポーツライフの実現のために、総合的な地域スポーツクラブの育成などの環境づくりを進める。

【基盤】

自然と調和した快適で美しい市街地形成

豊かな森林、美しい湖、広大な農地など大自然の雄大な景観を背景にした、自然を生かした美しい景観づくりに向けて、町民とともに取り組みを進める。自然と調和した秩序ある開発や適正な土地利用を進めると共に住環境の整備により、暮らしやすい快適な市街地の形成を図る。

環境にやさしい循環型社会の形成

ごみの適切な分別回収、リサイクル活動を推進し、資源の有効活用による環境にやさしい循環型社会の形成を進める。また、町民や事業者と一体となりながら、公害防止対策などの環境保全の取り組みを進める。

快適な暮らしを支える生活環境の維持

町民の快適な暮らしを支えるために、飲料水の安定供給、下水道の整備、河川環境の整備、生活道路の整備と鉄道・バスなど公共交通機関の維持など生活基盤の適切な維持・管理に努める。

【行政】

町民主体のまちづくりを進める仕組みづくり

町民がまちづくりの主人公として、より一層主体的、積極的にまちづくりに参画できるような仕組みづくりを進める。IT関連基盤の整備を進めながら、広報・公聴などの充実による開かれた行政の推進と、町民相互のコミュニケーションの活発化により、行政と町民のパートナーシップの形成を図る。これらの情報公開と合意形成の取り組みにより、町民による意思決定と課題解決が図られるような、町民主体のまちづくりを進める。

行政の政策形成能力の向上

健全で効率的な行財政運営のために、行財政改革を実施し、事業及び運営の評価を行うことにより、経営基盤の確立を図る。地域連携の強化や地域間交流の推進により、行政の役割認識を新たにしながら、職員の政策形成能力の向上に努める。

(5) 計画期間

この計画は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6ヵ年間とする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

(農業)

本町の農業は、比較的温暖な北部地区の畑作経営とその他の地区の酪農経営が行われている。

農家戸数は、年々減少しており、昭和 34 年に 1,059 戸であったが、平成 21 年度末には 176 戸まで減少している。

酪農については、比較的安定した経営が行われているものの、近年の飼料の高騰や乳価の下落などで経営が圧迫されている。このため、輸入飼料に頼らずに自給飼料を導入することを検討している。また、悪臭対策が急務となっている。

若い経営者や後継者がいる農家では、将来を見据えて設備投資と最新システムの導入が行われてきており、設備投資への支援体制が安定した農業経営において欠かせないものになっている。

併せて農業後継者の育成や新規就農者の支援等により、耕作放棄農地の防止対策や安定供給策とともに衛生管理の徹底、計画的生産量と乳価の安定が必要である。

畑作については、冷涼な気候に適した馬鈴薯、てん菜、小麦の主要 3 品目を中心に作付けが行われている。特に馬鈴薯については、澱粉原料用の作付けが中心であったが、収益性の向上を図るため、加工用を導入し作付けを増加させている。しかしジャガイモシストセンチュウなどの病害が発生しており収量や品質を安定させるための対策が急務である。

土づくり、輪作体制の強化のために導入したそばが、高い風味を有するとして市場で評判になっており、「摩周そば」としてブランド化されている。引き続き安定した収量の確保と販路拡大及び一層のブランド化の推進が必要となっている。また、高評価である地域特産品の「摩周メロン」は、生産農家が減少傾向であり、後継者や新規農家の導入及び生産体制の拡大を図ることで、未永く継承すべきと考えられる。

高品質で安定した収量を確保するためには、農地の改良や造成、機械の大型化に対応する道路整備等の基盤整備が必要であり、エゾ鹿の食害を防ぐための鹿柵の整備や維持管理も引き続き重要である。

高い品質の生産物を直売所での販売を充実するとともにブランド化することや加工して付加価値を付け観光業界と連携して販売する拠点や流通経路の整備が必要である。

(林業)

本町の森林面積は平成 21 年 4 月現在、52,280ha で、行政面積の約 67% を占めている。

私有林面積は、10,093ha で、その内訳は一般私有林 8,897ha、町有林 1,196ha となっている。そのうちカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、4,784ha であり、今後、保育と間伐を適正に実施していくことが重要である。

本町の森林は、地域住民の生活に密接した里山から、林業生産活動が積極的に実施され

るべき人工林帯、更には、広葉樹が林立する天然生の樹林帯といった様々な林分体制となっている。今後、弟子屈町森林整備計画に基づき、北部の川湯・屈斜路地区は屈斜路湖を中心に天然生の広葉樹林等が広く自生し、阿寒国立公園地域内にあることから、森林資源を活用した環境保全林として自然景観や自然環境保全の維持及び治山治水対策に充分配慮する必要がある。併せて、多くの観光客が訪れることから豊富な森林資源を活用した観光振興策が求められている。

東部地区の原野、仁多地区は森林の占める割合が高く、かつ水源かん養林の面積も多いので、木材生産機能を十分に発揮させながら、水源のかん養機能の充実を図る必要がある。

南部、西部地区の熊牛、オソベツ、最栄利別、奥春別地区は、森林における人工林率が高いことから、木材生産機能の充実を図りつつ、耕作地と近接している箇所は、治水対策にも充分配慮する必要がある。

(商業)

本町の商業は、概ね本町地区と川湯地区に大別されているが、観光地という特性から地域住民と観光客をターゲットとした経営戦略や時代のニーズに対応できる経営の体質強化と経営改善が必要である。

卸・小売業は、商店数・年間販売額とも年々減少傾向にあり、特に本町地区については、商店街に商店と民家が混在し、空き家・空き店舗が商店街機能を阻害している。消費行動が広域化し、都市部に展開する大型店の進出等による購買力の町外流出と併せて人口の減少と基幹産業の低迷が購買力を低下させているなど極めて深刻な状況にある。

このような状況の中で、商業者が共通認識を持ち、スタンプ事業や町内業者の利用促進運動を展開し、消費購買力の流出防止に努めているが、大変厳しい状況にある。

今後、消費形態の変化や少子・高齢化社会、また、販売競争など時代変化に対応するため、この地域の知恵や民間活力を活かした経営意識の改善、町の中小企業振興資金制度の継続による経営基盤の強化策を商工会・観光協会などと一体となって取り組む必要がある。

また、国・道の各種支援制度の利活用に努めるとともに、後継者の確保対策など商業・商店街の活性化に向け、長期展望に立った経営基盤整備を進め、商業の振興発展を図る。

(観光)

本町は、阿寒国立公園の東部に位置し、その面積の約 56%を有しており、雄大な自然と豊富な温泉資源により、道内有数の観光地に発展してきた。

しかし、近年、旅行形態が団体から個人や小グループへと変化し、併せて旅行ニーズや目的も多様化してきているが、これらに対応するため体験学習型観光におけるインストラクターや各種ガイドなどの人材育成が必要であり、更には、専門性や安全性を高めるための資質の向上がより求められている。

また、温泉地は地元住民はもとより近郊や遠方の方々の健康維持、疲労回復の場である

が、この効果が発揮されるには、ある程度の滞在湯治が必要であり、湯治が医療的な療法として位置付けられる研究が不可欠である。また、この湯治を都市部の住民が気軽に利用するためには、高速交通網や空港からのアクセスの整備も必要である。

更に高齢化社会の到来に備えた受入体制については、バリアフリーを意識した高齢者に優しい街づくりが求められている。また、農業や林業などの地域産業による体験学習と地場産品を活かした食の提供による都市部との交流人口の拡大・促進が過疎地域の活性化を図る上で最も大切である。そのためには、農協や森林組合等と観光団体とが一層連携を強化し、目的意識を共有することが、低迷する地域経済や雇用の対策として求められている。

今後、知床や阿寒など近隣の観光地とも連携しつつ、国内外から多くの来訪者が見込まれることから、地域の特色を活かした独自性を具体的にどう展開していくかが課題となっている。

また、道の駅「摩周温泉」は、休憩や地域情報収集の場として多くの人に利用されているが、平成2年に開設した施設が狭隘となっていることから、本町の玄関口として相応しい再整備をするとともに釧路川最上流部に位置する川の駅としてもその特徴を活かした工夫が必要である。その他、旧川湯ヌプスキー場跡地を自然再生した上で環境教育に活用するための検討が必要である。

(工業)

本町の工業は建設業が中心に構成されており、本町の経済発展を支えてきた業種の一つであるが、今日の国をはじめとする厳しい財政状況の中での公共事業の縮小など、本町の経済に及ぼす影響も大きく、労働力の流出、人口減少の加速化など深刻な問題である。

また、製造業においては、食料品・木材・土石製造などの業種が中心となっているが、中小企業がほとんどであり産業構造の変化や経済変動により大きく影響されやすい構成となっている。

今後においては、公共事業縮小の中での他産業との連携による既存企業の発展を図るとともに地域特性を活かした地場産品の開発、新たな技術導入などによる産業全体の底上げを図る必要がある。

(企業誘致及び起業の促進)

本町の就業状況は、基幹産業である農林業は後継者不足の影響等を受け、年々減少傾向にあるが、観光関連のサービス業は本町において就業人口の約7割を占め高い水準で推移している。

企業誘致に関しては、日本国内だけではなく海外を含めた競争を強いられており、工業団地を持たず、空港や港を持たない本町は厳しい状況にある。しかし、官公庁をはじめとする地方の事業所の統合や廃止などを受けて、町内の就労の場が減少しており、若者が町外の企業へと就業の就業を余儀なくされており、雇用機会の創出と就労の安定は過疎化の

歯止めとして基幹産業の振興とともに重要な課題である。

このような中、本町においては昭和 62 年に弟子屈町企業振興促進条例の制定をし、更に平成 12 年から過疎地域に指定されたことで、固定資産税の課税免除分を地方交付税によって減収補てんされることなど、観光地における旅館業などがこの適用を受けることで新規参入をはじめ、雇用の確保に寄与してきた。

今後においても、基礎的な調査や立地企業情報の収集に努め、雇用確保による人口減少の歯止めにも努め、基幹産業も活かしながら各種産業の振興を図る必要がある。

また、起業の促進については、北海道などと連携しながら起業過程における問題解決のための支援の充実を図る取り組みを進める必要がある。

(2) その対策

(農業)

- ・ 足腰の強い農業生産の推進を図るため、土地改良事業等をはじめ各種補助制度を導入し、各種基盤整備を図る。
- ・ 草地生産性の向上を図るため、完熟堆肥の有効活用を行い、土壌診断に基づいた肥培管理、草種の選択に努める。
- ・ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に則り、施設からの流出防止に努めるなど適正な管理が行われるよう努める。
- ・ 産乳量、産肉量等の固体能力の斉一化と乳質の改善を図るため、家畜の検定、検査体制充実への支援、受精卵移植の新技术への支援体制を強化するとともに、乳検データ、育種データの効率的な利用体制が確立されるよう支援する。
- ・ 家畜の伝染性疾病の発生は、疾病家畜の治療、生産物出荷等の制限等を受けるため、経済的な損失も大きく、組織的な自衛防疫体制を強化するとともに、消費者の食品に対する安全志向と食品加工衛生管理方式（HACCP）の理念に則した畜産物の生産体制を確立するための知識、技術の啓蒙普及に努める。
- ・ 酪農家等から排出されるラップフィルム等の農業用廃プラスチックの適正処理の取り組みに対して、弟子屈町農業用廃プラスチック適正処理協議会と連携して支援を行い、農村環境の保全を図る。
- ・ 農家子弟後継者の就農を促進するとともに、農家以外町外からの新規就農の促進を図るため、町独自の牧場実習制度の普及と関係機関の協力により、農業実習生や新規就農者の確保を図る。また、新規就農時の農地取得や施設整備の負担軽減を図るため、町条例に基づく支援などを実施する。
- ・ 畑作においては、緑肥作物や堆肥の導入による土づくりの推進を図るとともに適正な輪作体制を確立して、高品質高収量農産物の生産向上に努める。
- ・ 馬鈴薯のジャガイモシストセンチュウやそうか病対策として、抵抗性品種の導入や適正な輪作の実施など発生圃場において被害の抑制に努めるほか、未発生圃場への人為的伝

播の防止に努める。

- ・ 新畑作農業の育成事業としてアロニア、ハスカップ、ブルーベリー等の小果樹類の栽培や地域の特産品のブランド化及び二次加工品の開発と販路の拡大を進める。
- ・ 農業機械の大型化やコントラクター事業の効率化を実現させるため、農地の集積や圃場の区画整理の推進を図る。また交換分合の実施・検討をする。
- ・ 適切な農業生産活動をするとともに、農業・農村が持つ多面的な機能を維持及び増進するため、直接支払制度の充実を図る。

(林業)

- ・ 森林を水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に区分し、森林の多面的機能を発揮させるための森林整備を図る。
- ・ 人工林については、優良大径材生産を目的とした間伐、枝打ち事業の導入や長伐期施業の推進を図る。また、周辺地域の状況を踏まえ、複層林施業を実施し、公益的機能の維持増進を図る。
- ・ 天然林については、環境面において非常に重要視されていることから公益的機能の発揮に重点をおいた森林整備を図る。
- ・ 無立木地については、私有林の6%にあたることから、所有者の意向を把握しながら造林推進による解消を図る。
- ・ 官民一体となった森林施業の共同化、技能者の養成を含めた林業後継者の育成など計画的かつ組織的に推進する。
- ・ 森林組合の運営基盤の確保に努め、経営基盤の強化による雇用の長期化、安定等林業労働者の確保を図る。
- ・ 国有林野事業の改革に伴い、地方組織の見直し等の事情から、国有林を含む地域森林の総合的推進を図る必要があるため、今後、林野組織及び市町村・森林組合・民間事業者等のより一層の連帯強化を図る。

(商業)

- ・ 消費者から親しまれる魅力ある店づくり、商店街づくりを促進する。
- ・ 商業者の意識改革や資質向上を図り、地域に根ざした経営策や経営基盤の確立を推進する。
- ・ 消費者ニーズを的確に捉え、地域住民や観光客に対応できる商品づくりや販売の促進を図る。
- ・ 弟子屈町中小企業振興資金制度の継続や国・道などの各種支援制度の利活用の促進を図る。
- ・ 地場産品を利用した商品開発や販路の拡大に向けて調査研究を促進する。

(観光)

- ・ 川湯エコミュージアムセンターを中心とした自然とのふれあいと学習機会の提供や自然環境を活かしたカヌー等の体験滞在型観光を推進する。
- ・ 基幹産業である酪農や畑作などの収穫、ホーストレッキング体験など地場産業との連携による学習型観光のプログラムづくりを推進する。
- ・ 豊かで特徴のある温泉資源を活かした癒しの場づくりとして、温泉本来の療養効果による湯治プログラムを宿泊施設との連携により取り組み、人に優しい温泉地づくりを推進する。
- ・ これらの本町の特性を活かした着地型の観光商品づくりを推進し、付加価値が高く町民全体が地域を理解しておもてなしの心を醸成したまちづくりを目指す。
- ・ 町内観光施設のバリアフリー化の推進など、高齢者やハンディを持つ方々も利用しやすい受け入れ体制の整備充実を関係機関、団体、事業者等に要請する。
- ・ 道の駅「摩周温泉」の再整備や旧川湯ヌプリスキー場跡地の再利用について、関係機関、団体と協議検討する。
- ・ 景観緑肥の利用など花による観光地の魅力づくりを推進する。
- ・ 町民が憩えるとともに防災等の避難施設機能を備えた公園広場の整備を推進する。

(工業)

- ・ 農業等との連携による建設業の業態転換の検討を図る。
- ・ 地域特性を活かした建設業、製造業の育成と新規事業の展開を図る。

(企業誘致)

- ・ 企業誘致促進に関する情報発信や情報収集を進め、企業振興促進条例や地域総合整備資金を活用した積極的な企業誘致の促進を図る。
- ・ 新たな視点からの企業誘致や雇用創出策を検討する。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	弟子屈町畑作農業育成事業 緑肥事業、じゃがいもシストセンチュウ対策、堆肥導入ほか 道営畑地帯総合整備事業 道路整備L=4442m、鹿柵整備、圃場整備ほか	弟子屈町畑 土づくり振興 会 北海道	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(1)基盤整備 農業	道営草地整備事業 (担い手中核型摩周湖地区) 草地整備改良・草地造成改良	北海道	
		道営草地整備事業 (担い手中核型弟子屈北部地区) 草地整備改良・草地造成改良	北海道	
		農業用水道配水施設整備改修事業 (小規模土地改良事業) 下仁多・原野配水池整備改修	弟子屈町	
		道営草地畜産整備事業(公共牧場) 草地整備 施設整備1式 機械整備1式	北海道	
	(1)基盤整備 林業	森林整備地域活動支援交付金事業 施業計画を策定している8,9歳級以下の 人工林整備に対する交付	弟子屈町	
		21世紀北の森づくり推進事業 民有林の造林事業の公共補助残に対する 補助事業	弟子屈町	
		森林と共生するまちづくり補助事業 民有林の造林事業の公共補助残に対する 補助事業	弟子屈町	
		町有林整備事業 樹下植栽、下刈、除間伐ほか	弟子屈町	
	(5)企業誘致	企業誘致等支援事業 地域振興に資する民間事業活動等に対 し、地域総合整備資金によるふるさと融資 を行う	弟子屈町	病院 建設
		企業誘致振興事業 町内に進出する企業に対し、補助金の交 付や税の軽減等の支援を行う	弟子屈町	
	(6)起業の促進	川湯温泉希少金属採取事業 温泉を利用した希少金属採取事業化に向 けた調査研究	弟子屈町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8) 観光又はレ クリエーション	摩周観光交流拠点整備事業 道の駅の整備に係る用地建物取得、実施 設計、建物工事ほか	弟子屈町	
		摩周温泉公園緑地整備事業 公園緑地の整備 広場整備工事、植栽園路工事、駐車場トイ レ整備工事ほか	弟子屈町	
		多目的運動広場整備事業 多目的運動広場設計、用地取得、工事	弟子屈町	
		弟子屈中学校周辺広場整備事業 テシカフォーラムほか広場実施設計、用地 取得、整備工事、既存建物解体除却工事、 その他工事	弟子屈町	
		公園長寿命化計画事業 既存公園施設の長寿命化計画を策定し、 計画的な改築更新を行う	弟子屈町	
	(9) 過疎地域自 立促進特別事業	中山間地域直接支払交付金事業 耕作放棄の防止対策、景観緑肥の栽培、 公共牧場の運営管理他	弟子屈集落	
		農業後継者育成 農業後継者育成・農村花嫁里帰り支援・牧 場実習生受入ほか	弟子屈町農 村ふれあい 協議会	
		新規就農者支援 対象者への準備金、奨励金、利子補給の 補助	弟子屈町	
		農地・水・環境保全向上対策 地場農産物のPR、鹿柵の管理補修、農道 の草刈、排水路管理ほか	屈斜路川湯 資源保全推 進会議	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<p>畑作パートバンク利用促進事業</p> <p>畑作パートバンク事業</p> <p>農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>認定農業者が牛舎、農機具、農地などを取得更新する際の資金借入利子補給</p> <p>畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業</p> <p>畜産経営維持緊急支援資金利子補給</p> <p>冷湿害等農業経営維持資金利子補給事業</p> <p>冷湿害等農業経営維持資金利子補給</p> <p>エゾ鹿駆除事業</p> <p>1頭あたり4000円の奨励費を交付し、年間700頭を捕獲駆除</p> <p>地域ブランド化推進事業</p> <p>各種農畜産物加工品づくりへの支援、商品化</p> <p>担い手となる人づくり推進事業</p> <p>農業青年団体への支援</p> <p>農業用廃プラスチック適正処理対策事業</p> <p>廃プラ対策における運搬費、処理費に対する補助</p> <p>種馬铃薯生産振興事業</p> <p>優良種馬铃薯の確保及び生産に対する補助、冷湿害対策に対する品種転換補助</p> <p>酪農経営安定合理化振興事業</p> <p>酪農振興の連合組織に対する運営費補助</p>	<p>弟子屈町畑作パートバンク利用組合</p> <p>摩周湖農業協同組合</p> <p>摩周湖農業協同組合</p> <p>摩周湖農業協同組合</p> <p>摩周湖農業協同組合</p> <p>弟子屈町鹿対策協議会</p> <p>弟子屈町地域ブランド推進実行委員会</p> <p>弟子屈町4Hクラブ</p> <p>摩周湖農業協同組合</p> <p>弟子屈町種馬铃薯生産組合</p> <p>弟子屈町酪農振興会連合会</p>	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<p>酪農ヘルパー事業 酪農ヘルパー組織に対する運営費補助</p> <p>乳牛検定事業 乳牛検定制度に対する補助</p> <p>馬事振興事業 馬生産者の馬産振興活動を支援するため運営費を補助</p> <p>乳牛改良推進事業 乳牛共進会への参加や乳牛改良推進のための団体に対する運営費補助</p> <p>家畜ふん尿臭気対策事業 家畜ふん尿の臭気低減を図ることを目的とした組織への運営費補助</p> <p>森林整備担い手推進事業 森林作業員の就労日数に応じて支給する奨励金のうち弟子屈町の負担金を支出</p> <p>植樹祭 植樹祭の開催、苗木の無料配布</p> <p>屈斜路湖等内水面遊魚振興対策事業 屈斜路湖への稚魚放流、捕獲調査、水質調査ほか</p> <p>自然体験学習・環境学習委託事業 川湯エコミュージアムを拠点とした専門スタッフによる自然体験・環境学習の実施</p> <p>各種観光宣伝物制作による観光客誘致事業 観光パンフレット、外国語版パンフレット、観光ポスター等の制作、インターネットサイトの運用</p>	<p>弟子屈町酪農ヘルパー利用組合</p> <p>摩周湖乳牛検定組合</p> <p>弟子屈町馬事振興会</p> <p>弟子屈町ホルスタイン改良同志会</p> <p>弟子屈町家畜ふん尿臭気対策協議会</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町・緑化推進委員会</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p>	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<p>観光組織育成事業(てしかがえこまち推進協議会)</p> <p>着地型ツアーの造成、ジュニア自然ガイドの育成、エコツアーガイド養成講習会の開催の支援</p> <p>各種観光客誘致イベント支援事業</p> <p>観光協会などの行う源泉まつりや夏まつりなどへの運営支援</p> <p>冬季観光バス事業</p> <p>道東各空港と町内温泉地を結ぶバス運行事業に対する補助</p> <p>着地型旅行企画運営事業</p> <p>着地型旅行企画事業、外国語ツアーデスクの開設等に対する支援</p> <p>写真・陶芸等展示施設管理運営事業</p> <p>展示施設管理運営に係る空き店舗賃借料、企画費用等</p> <p>町民宿泊促進支援事業</p> <p>町内の宿泊施設に宿泊する町民の宿泊料(1泊2000円)を助成</p> <p>(社)摩周湖観光協会運営事業補助事業</p> <p>地域の観光宣伝、観光客誘致運営事業他</p> <p>季節労働者等雇用促進事業</p> <p>資格取得に係る補助制度、新規雇用促進、セミナーの実施</p> <p>新規創業等雇用支援事業</p> <p>新規に創業する事業者に対し、人件費の一部を1年間補助する</p>	<p>てしかがえこまち推進協議会</p> <p>各団体</p> <p>川湯温泉観光協会</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>摩周湖観光協会</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p>	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>中小企業振興融資事業 運転資金、設備投資資金貸付金・保証料 補給・利子補給</p> <p>空き店舗活用促進事業 空き店舗賃借料2ヵ年助成</p> <p>摩周湖クリーンウォーク 環境保全と景勝地の整備を目的とした学 習機会と清掃活動</p> <p>地場産品販売促進事業 地域の農産物の加工と販売方法を研究 し、将来的に雇用の創出につなげる</p>	<p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p>	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

(道路)

本町は、釧路、女満別及び中標津空港から約1時間圏内に位置しており、北海道東部の交通網の要衝となっている。

国道は、起点となっている阿寒横断道路の241号線、オホーツク地区と根室地区をつなぐ243号線、網走市と釧路湿原を横断して釧路市につながる391号線の3路線が本町を通っている。

道道は、釧路港への物流路線として、また、観光道路としての活用も多い釧路鶴居弟子屈線をはじめ、網走川湯線、屈斜路津別線が他の市町村と接続しているとともに、町内のみの路線で屈斜路摩周湖畔線、札友内弟子屈停車場線、川湯停車場線の6路線があり、住民の生活路線として、また観光路線として活用されている。

町道は、391路線で412.4kmとなっている。町道は、主に住民の生活や産業に密着した道路として活用されているが、国道・道道間のバイパス的に活用されている道路もあり、近年は、これらの道路を多くの大型貨物自動車やバスが走行し、これら道路に対する需要は多種多様化されてきている。そのため、道路改良や交通安全施設、防雪柵の設置など整備を段階的に進めている。

今後は、釧路圏と網走圏を結ぶ地域高規格道路、高速交通網の整備をはじめ、歩行者や冬道の安全確保、横断歩道の段差解消等の福祉に配慮した道路整備、災害にも対応できる道路網の整備、観光ルートとしての適正な景観に配慮した道路整備を図る必要がある。

(交通)

本町の公共交通機関は、JR釧網線と民営の路線バスがある。

JR釧網線には、町内に南弟子屈、摩周、美留和、川湯温泉の4駅が設置され、釧路駅との間に上り下りともに8本が運行されている。

路線バスは、弟子屈市内線、美留和線、屈斜路線、川湯線の4路線が運行されているが、自家用車の普及等により利用者は減少傾向にあり赤字路線になっている。

しかし、これらのバスは、通学、通院等で住民生活に密接しており、今後においても利用状況を勘案しながら運行の充実を図っていく必要があるため、関係機関との連携が必要である。

また、道路網の整備に伴う町内の交通量の増加に対応するため、交通事故対策として、交通安全施設の整備についても関係機関と連携し、充実する必要がある。

(通信・情報化)

近年、家庭用電話回線のほかに携帯電話などの移動通信網の設備及び家庭用パーソナルコンピュータの普及により、通信体系の変化と情報化が急速に進行した。このため情報を中心とした住民生活の向上と情報化社会の進展における通信機能の果たす役割は更に高まっていくものと考えられる。

特に住民生活の中で情報受信の中心とも言えるテレビについては、地上デジタル放送への完全移行が2011年7月に行われることから難視聴の解消に取り組む必要がある。

また、パソコンが多くの家庭で使われるようになり、情報を取得するための手段として需要を拡大していることから、情報過疎とならないように情報基盤の整備を行なう。

今後、役場の業務においても住民からの申請や届出、施設や図書貸し出しの予約等をインターネット経由で受け付けるなど住民の利便性の向上のための総合行政情報化システムの更新や行政情報の提供手段として町のホームページの充実が必要である。

(地域間交流)

地域間交流については、自由時間の増大や交通の利便性の向上、更に都市住民から見た地方への憧れなどにより活発化しているが、一層の促進を図るため農村の魅力についての効果的PR活動などを推進する必要があることから、情報発信についても積極的に取り組む必要がある。

また、本町は、阿寒横断道路の建設に尽力された永山在兼氏の出身地である鹿児島県東市来町と昭和58年に姉妹町盟約を締結した。東市来町は現在近隣5町による合併により日置市になったが、引き続き姉妹都市として中学生の相互交流などの人的交流を続けている。

(河川)

屈斜路湖を源とする釧路川については、源流部は手つかずの自然がそのまま残り、下流部においては、釧路湿原の再生事業が進められ、これらは流域全体としていつまでも守っていかなければならない財産である。一方、弟子屈市街地部分については、昭和56年に当時の災害予測基準により築堤が完成しているが、直立積みブロックのため排水路的なイメージとなっている。

近年の大雨は過去の基準を上回るものとなっているが、現在の築堤ではこの災害基準を満たしておらず、治水面と安全性、景観の面からも親水性のある築堤の改修が求められており、その要望を関係機関に行なっていくことが必要である。

(2) その対策

(道路)

- ・ 町道の改良舗装化を進め、地域住民や観光客のニーズに対応していく。
- ・ 市街地の道路整備を進め、潤いのある生活環境を創造する。

- ・ 歩行者の安全性を確保し、交通安全の減少を図る。
- ・ 防雪柵、凍雪害防止事業を進め、併せて除排雪体制の強化等により、冬期間の安全性を高める。
- ・ 地域高規格道路の整備促進を要請していく。(道東縦貫道路)
- ・ 国道や道道の整備促進を要請し、北海道東部の道路網の拠点としての地位を確立する。
- ・ 農道の整備促進を進め、農業振興を図る。
- ・ 景観に配慮した道路整備を検討していく。

(交通)

- ・ 住民生活の利便性を考慮し、鉄道、バス等の公共交通機関を関係機関と連携し確保を図る。
- ・ 環境に優しく観光客も利用できる交通体系の確立を図る。
- ・ 交通安全施設の整備を図る。
- ・ 交通安全運動の推進を図る。

(通信・情報化)

- ・ 難視聴地域の解消に努める。
- ・ 本町の広報紙の充実を図るとともに、本町のホームページの充実による幅広い地域や行政の情報提供を図る。
- ・ 申請、届出等をインターネットで受け付ける電子役場の構築を図る。
- ・ 図書館の情報化推進を図る。
- ・ 新しい視点の総合行政情報化システムの導入を図る。

(地域間交流)

- ・ 川湯地区・奥春別地区において、都市と農村との交流施設が建設され、それらの有効活用により一層の交流を推進する。

(河川)

- ・ 弟子屈市街地築堤の再改修について、国をはじめとする関係機関に要望を継続する。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	石狩別川沿2号線過疎対策事業 舗装新設 L = 1822m W = 4m	弟子屈町	
		石狩別川沿2号線社会資本整備総合交付金事業 道路改良 L = 683mほか	弟子屈町	
		石狩別川沿2号線過疎対策事業(函渠工) 道路改良 L = 40m 函渠工 L = 13m	弟子屈町	
		朝日3丁目通線地方特定道路整備事業 道路改良 L = 450m	弟子屈町	
		みはらし台団地2号線地方特定道路整備事業 道路改良 L = 200m	弟子屈町	
		町道給食センター線整備事業 調査設計 道路改良	弟子屈町	
		町道釧路川沿通学路線整備事業 調査設計 道路改良	弟子屈町	
		泉町3号線道路整備事業 道路改良舗装 L = 204m	弟子屈町	
		鎧別西4号線道路整備事業 道路改良舗装 L = 345m	弟子屈町	
	(1)市町村道 橋りょう	橋りょう長寿命化修繕計画 橋りょう点検40橋 計画策定50橋	弟子屈町	
	(1)市町村道 その他	跡佐登65線社会資本整備総合交付金事業 防雪柵 L = 952m	弟子屈町	
	(2)農道	道営一般農道整備事業(下仁多地区) 道路路盤改良及び道路舗装	北海道	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(2) 農道	道営農道保全対策事業(弟子屈萩野地区) 道路路盤改良及び道路舗装L=3400m	北海道	
		道営農道保全対策事業(鎧別平和地区) 道路補修整備・点検診断L=3850m	北海道	
	(3) 林道	仁多摩周線林道敷設事業 低コスト林道整備 L=2000m	弟子屈町	
	(5) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	情報通信基盤整備事業 光ファイバー網によるブロードバンド環境整備及び地デジテレビ難視聴対策	弟子屈町	
	(5) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	総合行政情報化システム更新事業 総合行政情報化システムの更新	弟子屈町	
	(8) 道路整備機械等	小型除雪機購入事業 ミニロータリー除雪車の購入1台	弟子屈町	
	(10) 過疎地域自立促進特別事業	姉妹都市交流事業 姉妹都市である日置市との中学生相互交流事業	弟子屈町	
		弟子屈2days えこパスポート事業 環境にやさしい地域公共交通体系構築に向けた取り組みの推進	協議会	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(水道施設)

本町の水道事業は、上水道事業 1 事業、簡易水道事業 3 事業で、平成 21 年度末現在、給水人口は上水道 5,368 人、簡易水道 1,764 人で総人口の 85.9%の普及率となっている。

水道施設の中には、過去に布設した老朽石綿管があり、毎年度順次布設替工事を行なっているが、耐震対策や衛生環境上問題を抱えているので、財政状況を勘案しながら引き続き布設替えを行なっている。

浄水場は、建設後 30 年以上が経過し、施設が老朽化したことから、財源が厳しいながらも起債制度等を利用して大規模改修事業を実施する必要がある。

農業用水道については、農業地帯全域に布設しているが、一部に施設の老朽化や水源環境の悪化などの問題を抱えている。

また、住民の水に対するニーズの変化が見られ、町内全般の浄水場等以外の水道施設も老朽化してきているので、安定した経営基盤を確立し、計画的に施設整備を行ない、安全で安定した水の供給を図る必要がある。

(下水道施設)

本町は、下流域の生活用水取水河川となっている釧路川、そしてその源の屈斜路湖を有しているが、下水道整備済みの地域の町民以外は、その多くが生活排水の処理について苦慮しており、かつトイレについても汲み取り式が大部分を占め、生活環境の向上、公共水域の汚濁の防止について引き続き下水道の整備は必要不可欠である。

本町においては、弟子屈地区と川湯地区を下水道計画区域とし、弟子屈地区については、平成 6 年度に公共下水道事業の認可を得て、管渠整備及び処理場建設工事に取り組み、平成 11 年 3 月 31 日に一部供用を開始している。現在のところ、整備面積は全体計画の 56%であり、計画的な整備の推進に取り組まなければならない。また、全体計画で策定した川湯地区について、今日の経済情勢と処理方法の技術革新に照らして、処理の方法や整備の時期等を含め検討する必要がある。

一方、処理開始区域においては、旅館ホテル業等の業績不振に伴い、計画に見込んでいる観光人口による流入がなく、施設稼働計画の遅れとなっている。また、水処理の過程で発生する汚泥の有効利用がなされておらず、その方法の検討、施設計画が立ち遅れている。

(廃棄物処理)

し尿処理については、昭和 48 年度より弟子屈町と標茶町からなる川上郡衛生処理組合を組織し、共同のし尿処理施設として供用を開始している。

また、公共下水道としては、平成 10 年度より供用開始され、完了が予定される平成 25 年度において、460ha を目標区域として進めている状況にある。これにより、町人口の約

75%が公共下水道を使用できる見込みとなる。

塵芥処理については、時代にあったごみ減量化を進めるため、更なる分別の徹底を図りながらリサイクルや適正処理を引き続き進めなければならない。また、釧路広域連合への一般廃棄物可燃ごみの搬入を引き続き行うとともに、町内施設の効率化を検討する。

（公営住宅）

本町の公営住宅は、14 団地で、改良住宅と特定公共賃貸住宅を含め公営住宅のストックは 672 戸、町内における全世帯に占める割合は約 17%となっており、町の住宅政策上重要な位置を占めている。（平成 22 年 5 月末現在の町内全世帯数 3,987 世帯）

公営住宅のストックは、昭和 40 年代以前に建設された建物も多く存在し、浴室が設置されていないなど今の生活様式に合わずかつ老朽化が著しい状況にある。

今後、これらの更新時期を迎えた公営住宅の多用な活用によって、将来的な需要を勘案しながら、効率的かつ的確な供給と維持管理を図っていくことが重要な課題となっている。

このため、弟子屈町公営住宅ストック総合活用計画に基づき、建替事業、改善事業、維持保全等の住宅整備を計画的に図っていく必要がある。

（消防施設及び救急体制）

釧路北部消防事務組合の消防組織は、昭和 48 年に弟子屈町と標茶町の 2 町をもって広域消防体制を築き、消防組織の整備を図る一方、火災予防行政の推進、消防力の充実強化等、消防体制の構築に努め、地域住民の安全確保を図ってきた。平成 17 年には鶴居村が加わり現在は 2 町 1 村体制となっている。

本町は、観光地で弟子屈市街地、川湯地区、屈斜路地区にホテル等の高層建築物が存在するとともに、地震、自然災害等の脅威があり、かつ観光地として大規模事故の対応、さらに水難事故をはじめ増加している救急事象など消防の任務は複雑多岐にわたるとともに、その重要性は年々高まっている。

現在は、消防職員の高齢化及び 1 消防署、1 支署、2 消防団に分かれているために消防力の分散がされている中、財政難に伴う予算の削減、国が行なう消防無線のアナログからデジタル化への移行、更に消防組織の再編等の問題について検討を進めている。

（防災）

平成 7 年度に発行された弟子屈町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害から町民の生命、身体及び財産を守るため、災害応急対策や連絡体制に係る資機材・施設等の整備に努め、防災訓練などを通じて町民の防災意識の高揚と防災業務体制の強化等を図ってきた。今後も災害に強いまちを実現するため、災害非常時の非常用電源や通信体制、給水体制の整備によるライフラインの確保、応急対策資機材の充実、また、防災訓練などを実施し、町民の防災意識の高揚を図る必要がある。

(2) その対策

(水道施設)

- ・ 老朽管(石綿管)の更新を計画的に進めるとともに、浄水場等の施設の整備改修を図る。
- ・ 水道未普及地区の解消に努める。
- ・ 経費の節減や合理化、創意工夫を行い、経営基盤の安定を図る。

(下水道施設)

- ・ 生活環境の向上、公共水域の汚濁の防止を目的とし、計画的に公共下水道事業の実施を図る。
- ・ 全体計画の見直しに関し、国、道との協議を進める。
- ・ 汚泥の有効利用についての検討を図る。

(廃棄物処理)

- ・ 廃処理施設焼却炉の解体及び跡地利用を検討する。
- ・ 時代にあった適切な処理を検討する。

(公営住宅)

- ・ 平成 15 年 3 月に策定した「弟子屈町公営住宅ストック総合活用計画」では、「住宅マスタープラン」、「都市計画マスタープラン」などの関連計画との整合性を図り、平成 34 年度の公営住宅の管理戸数を 473 戸と想定しており、今後はこの計画に基づき住宅の整備を図って行くとともに新たな計画による検討を行う。
- ・ 老朽化した公営住宅の建て替えにあたっては、風呂の設置、居住スペースの拡充、断熱、換気、防音等の充実などによる住宅の質の向上、駐車スペース、堆雪スペースの確保などによる住環境の向上を図る。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、手すり、スロープの設置、室内の段差解消、低層庭付き住宅の設置等、高齢者・障害者にも対応できる住宅の整備を図る。
- ・ 医療・福祉施設及び町の福祉施策と連携しながら、公営住宅の整備及び入居者への福祉サービスの提供を図る。
- ・ 景観ガイドプラン、景観形成整備計画に準拠した住宅地景観の整備を図り、地域の居住環境向上への貢献を進める。

(消防施設及び救急体制)

- ・ 若い消防団員の加入促進を図り、消防団活性化事業を推進し魅力ある消防団づくりを進める。
- ・ 水利、消防庁舎、消防車両等の老朽化が著しく進展しているため、現状の点検を徹底し、効率的な年次計画のもと順次更新を検討する。

- ・ 救命率向上を図るため引き続きドクターヘリなども含めた救急高度化事業を進める一方、病院前救護を目標に地域住民に対する救急講習の推進を図る。
- ・ 火災撲滅を図るため広報活動の充実、高齢者宅の防火診断、立入検査の徹底とともに、民間防火組織の育成強化等、総合的な施策を推進する。

(防災)

- ・ 災害時に不可欠の防災拠点、非常用電源、通信体制及び給水設備のライフラインの確保、並びに防災資機材の充実を図る。
- ・ 防災訓練や研修会、講演会などを通じて、住民の防災意識の高揚と防災業務従事者の習熟を図る。
- ・ 各関係機関との連携を強化し、迅速な災害対応が出来る体制を整備する。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	老朽管改修事業 老朽化した石綿管をダクタイル鋳鉄管及び塩ビ管に布設替する L = 234m	弟子屈町	
	(1)水道施設 簡易水道	川湯浄水場改修事業 配水ポンプ等の整備 美留和浄水場改修事業 新井戸整備に係る作業道、フェンス等の附帯施設	弟子屈町 弟子屈町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業 汚水管渠、処理場整備 汚水管渠整備事業 単独管渠整備、水洗化に対する助成	弟子屈町 弟子屈町	
	(4)消防施設	消防用水利(消火栓)整備事業 消火栓移設2基、新設2基 消防水利(防火貯水槽)整備事業 耐震性貯水槽新設工事 100m3 防火型 1 基、60m3 型 1 基	釧路北部 消防事務 組合 釧路北部 消防事務 組合	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4) 消防施設	消防職員待機宿舍整備改修事業 弟子屈地区・川湯地区の対寄宿舍の改修工 事 消防車両整備事業 消防ポンプ自動車 1 台更新	釧路北部 消防事務 組合 釧路北部 消防事務 組合	
		弟子屈消防庁舎改築事業 弟子屈消防庁舎改築に係る基本設計、事前 調査等 通信指令・消防救急無線整備事業 消防救急無線デジタル化整備の検討	釧路北部 消防事務 組合 釧路北部 消防事務 組合	
	(5) 公営住宅	公営住宅等整備事業 公営住宅の建設 住宅マスタープランの策定 長寿命化計画の策定 福祉住宅整備事業 町内の空き住宅を利用して高齢者が安心し て住める住宅の再整備を行なう	弟子屈町 弟子屈町	
	(6) 過疎地域自 立促進特別事 業	防災対策事業 非常用毛布、飲料水、食料の備蓄 水難救助隊員養成及び資機材整備 事業 水難救助用資機材整備更新 交通安全対策事業 交通安全指導員の配置、交通安全運動推 進協議会補助ほか 防犯活動推進事業 防犯協会補助、防犯灯の新設他 住宅建築資金利子補給金交付事業 新築・増改築の金融機関からの融資に係る 利子補給	弟子屈町 釧路北部 消防事務 組合 弟子屈町 弟子屈町 弟子屈町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(6) 過疎地域自立促進特別事業	住宅用太陽光発電システム設置費助成事業 住宅用太陽光発電システム設置に対してk wあたり3万円を助成	弟子屈町	
		生ごみ処理容器助成事業 生ごみ処理容器を町内で購入する家庭に対し、購入費の一部を助成	弟子屈町	
		廃棄物集積箱設置費助成 景観に配慮した廃棄物集積箱を設置する自治会に対して設置費の一部を助成	弟子屈町	
		環境活動奨励金交付事業 自治会や旅館組合、コンビニなどの廃棄物に対する活動に対し、奨励金を交付	弟子屈町	
		消費者活動支援事業 消費者協会の活動費補助ほか	弟子屈町	
		消費者行政活性化事業 消費者行政対応力の強化、啓発活動	弟子屈町	
		地域生活バス路線維持確保事業 生活バス路線補助 弟子屈市内線ほか	弟子屈町	
		知得便利帳作成事業 町民の生活に必要な情報一覧を冊子にまとめて作成配布する 年3800部	弟子屈町	
		自治会活動支援事業 自治会連合会及び単位自治会への運営費の助成	弟子屈町	
	(7) その他	防災備蓄倉庫整備事業 防災備蓄倉庫改修工事ほか	弟子屈町	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(保健対策)

本町では、町民の健康づくり意識の向上と疾病などの予防を図るため、7名の保健師と1名の栄養士が中心となって、母子保健や生活習慣病予防に関する各種検診、健康教育・相談、訪問指導、機能訓練、介護予防、栄養指導等様々な保健活動を実施している。これらの事業は各自治会から選出されている健康づくり推進委員の協力を得ながら進めているところであり、今後この組織の活性化が求められている。

また、母子保健法の改正により、大部分の母子保健事業の実施主体が町に移譲されたが、育児環境の変化等により子育てに不安を抱える親が多く、出産や育児が安心してできる支援体制の充実が望まれている。

益々進む高齢化に対しては、今までと同様生活習慣病予防対策や機能回復訓練事業に併せ、介護保険に移行しないための介護予防事業等により一層の充実を図り、その事業実施のため、健康管理システムの導入が必要となる。

(高齢者福祉)

本町における高齢者人口の全人口に占める割合(高齢化率)は、昭和50年の8.5%から平成10年には20.3%、平成22年4月末では、30.3%と上昇しており、高齢化は、急速な勢いで進んでいる。

高齢化率が急速に高くなっていくことから、寝たきり高齢者や痴呆性高齢者等の要介護高齢者が急増するものと推計され、要介護状態が、さらに長期化するという問題も出てくるものと予想される。

一方、家庭環境の視点からは、核家族化の進行により子どもとの同居の世帯が減少し、高齢者の一人暮らし世帯や、夫婦のみ世帯が増加するという家族構成の変化、女性の社会進出、さらには子の親に対する扶養意識の変化等により、従来高齢者の介護に中心的役割を果たしてきた家庭における介護能力が低下してきている。

現在、本町では、援助を必要とする高齢者や世帯に、介護保険制度でのサービス提供とは別に、ホームヘルパーの派遣、生きがいデイサービス事業、入浴・給食・寝具乾燥消毒・除雪・訪問サービス、緊急通報システム設置事業を実施しており、又、高齢者のふれあい・交流の場として社会老人福祉センター、さらに、福祉の家など多種多様な老人福祉対策を推進しているが、老朽化した施設の耐震化等が急務となっている。

本格化する高齢化社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいのある豊かな生活を送り、地域社会が活力を失わず形成されていくことが求められている。このため、「弟子屈町老人福祉計画」に基づき保健・医療・福祉の連携を図りつつ、「いつでも、どこでも、誰でも」必要なサービスを適切に受けることができる体制の整備を図るとともに、地域住民や民間団体等との連携により達成できるよう環境の整備を図る必要がある。

（児童福祉）

近年核家族化の進行、夫婦共働き世帯の一般化、また家庭や地域の子育て機能の低下など、児童を取り巻く環境は変化しており、児童の育成支援の必要性が増してきている。

本町には児童館が1ヶ所、こども館が2ヶ所あり、それぞれの施設で児童クラブを結成し、昼間保護者等のいない家庭の小学生に対し放課後児童健全育成事業を実施しており、川湯地区についても青少年会館を使用し同様に事業を実施し、町内合計4ヶ所で事業を実施している。

しかし、児童館等については、老朽化が著しい施設もあるため早急に施設整備を検討する必要がある。

障害を有する児童の早期発見、早期療育を行うため、母子通園センターにおいて、未就学児童の指導を行ってきたが、平成15年度から新たな利用の仕組みが構築され、障害児（保護者）自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」に移行されたことに伴い、母子通園センターも児童デイサービス事業所として認可を受け、小学校6年生までの児童に対してサービスの提供を行っている。

事業所では、障害児の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練の他に、相談支援、関係機関との調整などのコーディネート、家庭への支援等が必要となっている。

一方、児童や家庭を取り巻く環境の変化に伴い、児童虐待の未然防止や早期発見、早期解決、子育てに不安を持つ母親を含めた子育て相談等の実施が課題となっている。

（障害者福祉）

障害を有する人の割合は年々増加しており、中でも加齢に伴う障害発生などが増加の傾向にある。

障害を有する人たちは、障害の程度や家庭環境に応じて施設入所や長期入院、在宅福祉サービス、家族介護を受けながら生活しているが、障害の程度が重くなるほど、また、高齢者であるほど社会参加の機会が少なくなっているのが現状である。

現在、本町では、「社会福祉法人てつなぎ」の運営主体による「障害者小規模通所授産施設」が開設されており、その中で地域社会の一員として自立活動や社会参加ができるよう積極的な取り組みが行われている。

現在本町では、障害者政策として、重度身体障害者タクシー利用助成、心身障害者施設入所帰省交通費助成事業、障害者用自動車改造費助成事業等を推進し、また、障害者にも優しい公共賃貸住宅の整備計画を進めている。

障害者福祉の推進にあたっては、高齢者に関する政策と密接な関連もあり、サービスの共同利用を含めた政策の展開を図るとともに、障害を有する人の自立と社会参加を促し、同時に、地域住民や地域社会が障害者の視点に立った町づくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

(保健対策)

- ・ 子育て不安早期把握事業の実施～ 4ヶ月検診時アンケート実施
- ・ 歯科予防対策～ 集団歯科指導、早期歯科指導
- ・ 思春期対策～ 赤ちゃんふれあい体験、思春期教育の実施支援
- ・ 子供フェスティバルの開催支援
- ・ 子育てサポート事業（社協主体）の活用推進
- ・ 「元気でしかが21」計画の推進
- ・ 介護予防事業～ 元気会の開催、自主サークル「元気サロン」の活動支援
- ・ 検診体制の充実と事後指導の徹底、結果説明会の持ち方検討、個別健康教育の実施、相談や訪問の実施

(高齢者福祉)

- ・ 高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう在宅福祉サービスの拡充を図る。
- ・ 在宅介護にかかる総合的な相談に応じ、各種の保健、福祉サービスが受けられるよう連絡調整を図るために情報ネットワークについて検討する。
- ・ 老人クラブ活動の助長を図り、高齢者の社会参加、健康づくり、生きがい対策を推進する。
- ・ 高齢者や障害者が安全で暮らしやすい生活環境や住環境、通報体制の整備を図る。
- ・ 高齢者の仲間づくりや健康づくりを推進するため、スポーツ・レクリエーション活動等の環境整備を図る。

(児童福祉)

- ・ 老朽化している児童館について、効率的な事業運営を図るため、効果的な施設のあり方を検討する。
- ・ 行政機関及び民間団体等で構成する児童虐待防止ネットワーク会議を設置し、ケースにより個別の検討会議等を開催し児童虐待防止対策の推進を図る。
- ・ 次世代育成支援行動計画に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を推進する。

(障害者福祉)

- ・ 高齢者や障害者が地域とともに生き、心のかよいあう地域社会を創造し、地域住民の参加による活発な福祉活動の展開を図る。
- ・ 障害を有する人達への自立や社会参加へ積極的な支援を図る。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(1)高齢者福祉 施設	老人ホーム倅和園施設整備事業	弟子屈町	
	老人ホーム	居室改修工事等		
	(1)高齢者福祉 施設	老人ホーム移送車輛購入事業	弟子屈町	
	その他	入園者の通院等に使用する車両の購入 1 台		
	(7)過疎地域自 立促進特別事業	子供フェスティバル支援事業	弟子屈町	
		体力測定・昔の遊び体験・歯ピカ表彰式の開 催		
		乳幼児健診・相談等事業の充実	弟子屈町	
		乳児健診・1歳半検診・健康相談・家庭訪問 等		
		エキノコックス症検診事業	弟子屈町	
		小学3年生と中学2年生対象		
		成人の健康づくり事業	弟子屈町	
		各種検診・家庭訪問・健康相談・機能訓練・ 肝炎検査等		
	妊婦検診事業	弟子屈町		
	妊婦に対する検診費用の助成			
	歯科保健事業	弟子屈町		
	歯科検診・フッ素塗布・歯みがき指導等			
	思春期保健事業	弟子屈町		
	赤ちゃんふれあい体験講座・思春期講演会 の開催等			
	介護予防事業	弟子屈町		
	転倒予防教室・うつ予防・閉じこもり予防講座 等の開催			
	予防接種事業	弟子屈町		
	乳幼児・BCG・ポリオ・三種混合・麻疹風疹 混合等の実施			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7)過疎地域自立促進特別事業	訪問サービス事業 70歳以上の独居世帯の該当老人に訪問し 安否確認を行う	弟子屈町	
		軽度生活援助事業 老人夫婦の一定条件の世帯にヘルパーを派遣し、外出の援助、衣類等の洗濯などの生活援助サービスを行う	弟子屈町	
		除雪サービス事業 一定条件の世帯を対象に生活道路及び避難路を確保するための除雪を行う	弟子屈町	
		緊急通報体制等整備事業 病弱な独居老人世帯に緊急通報システムを整備し、維持管理を行う	弟子屈町	
		高齢者バス・ハイヤー及び燃料費助成事業 75歳以上の対象者に1人あたり3,000円の補助券を交付	弟子屈町	
		外出支援サービス事業 対象者に対し、入浴サービスと移送サービスを実施	弟子屈町	
		特定疾患患者等交通費助成事業 特定疾患患者や人工透析患者に対して通院のための交通費を助成する	弟子屈町	
		障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定事業 障害者施策の推進に伴う障害者福祉計画の策定	弟子屈町	
		精神障がい者支援事業 対象者に通所交通費及び入院医療費の助成	弟子屈町	
		地域子育て支援事業 育児不安解消支援などのため親子の交流遊び場の提供、育児相談指導を行う	弟子屈町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	<p>こども発達支援センター事業 言語障がい、肢体不自由及び心身の発達に遅れのある児童の指導</p> <p>放課後児童健全育成事業 町内3ヵ所で放課後児童の健全育成指導を行う</p>	<p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p>	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

北海道厚生農業協同組合連合会に国立弟子屈病院に代わる地域の中核医療機関となる病院の開設を要請し、本町の全面的財政支援のもと北海道厚生連において病院整備を行い、平成15年3月20日に摩周厚生病院が開院したことにより地域医療体制の継続が図られた。

今後、高齢化の進展に伴い、医療需要は増加することが予想されるため、町民の医療に対するニーズに応えられるよう、医療体制の充実強化を医療機関へ働きかけ、また、保健・医療・福祉が連携し、町民に総合的なサービスが提供できるようなケアシステムの確立に努めていかなければならない。

また、摩周厚生病院の安定経営のための施策を講じていかなければならない。

(2) その対策

- ・摩周厚生病院の安定経営のための財政支援を図る。
- ・町内医療施設の充実を支援する。
- ・町民の医療ニーズを把握し、必要に応じ医療機関に対し要請を行う。
- ・保健、医療、福祉が連携を図れるような総合的なケアシステムの体制作りを図る。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	摩周厚生病院建設用地取得事業 建設用地取得に係る債務償還	弟子屈町	
		摩周厚生病院建設事業費補助事業 建設事業費に係る債務償還	弟子屈町	
		摩周厚生病院運営費補助事業 病院運営に係る支援	弟子屈町	
		看護師等修学資金貸付事業 医師、看護師等に対する学費貸付(償還免除制度あり)	弟子屈町	
		医療機関利子補給事業 医療機関の建設費等に係る支援	弟子屈町	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

(学校教育)

学校教育は、生涯学習の基礎を培う場であり、21世紀を担う人間形成の基礎を築くものである。「人づくりはまちづくり」の最も基礎をなす義務教育の質の向上を図ることが求められている。

本町の学校数は、平成22年で小学校6校、中学校2校、児童生徒数は小学校で407人(36学級)、中学校2校で221人(14学級)となっているが、少子化・過疎化に伴い児童生徒数の減少傾向が続くため、その対策が必要である。

また、学習指導要領の改訂に伴い、「総合的な学習の時間」の充実を図るためコンピューターを活用した情報教育の推進、英会話教育の充実、ふるさと教育の充実などを行うことが必要となっている。

校舎や体育館などについては、これまで老朽化の状況に応じて年次計画により改築を進めてきたところである。

教職員住宅については、昭和40年代に建築された住宅が多く、老朽化が進んでおり、計画的に改修を行っていく必要がある。

学校給食についてはセンター方式により実施しているが、施設については、昭和47年に建設されており、施設の老朽化が進み、安全な学校給食の充実を図るために改築が必要である。

(社会教育)

今日の社会の急激な変化から、児童生徒を取り巻く情勢が大きく変り、現在、弟子屈町においても社会性を身につける機会が減少し、学習する意欲が低下してきている状況にある。

次代を担う児童生徒たちに「青少年は地域で守り育てる」との視点に立ち、学校・家庭・地域・行政が連携をとりながら、様々な体験学習や活動を通して青少年の健全育成を図る必要がある。

又、生涯学習及び町内の社会教育関係の活動拠点として、昭和41年に公民館が建設され、公民館講座や社会教育団体・サークル等の自主活動の場として活用されているが、耐震性の向上などが急務である。

青少年の健全育成及び家庭教育の向上を積極的に進め、高齢化社会に対応した生涯学習推進体制の確立を図るために、学習・体験機会の提供と自主活動への支援や社会教育施設の整備、生涯学習の機能を持つ施設整備が必要である。

(体育振興)

本町のスポーツ活動としては、スポーツ教室の開催をはじめ、体育協会加盟団体による

町民大会、各種スポーツ大会の開催など活発に行われている。

また、本町の特性を生かした、ウォータースポーツや歩くスキーなども盛んに行われている。

しかし、近年の人口減少や少子高齢化、競技種目の多様化に伴い、スポーツを行う者が減少し固定化している現状にある。

とりわけ、近年のスポーツ振興はスポーツ大会（イベント等）の開催に主眼が置かれ、一部の愛好者だけが参加するなどマンネリ化、参加者離れなどが見受けられる。

また、スポーツ・レクリエーションの指導体制としては、現在、体育指導委員、スポーツ少年団指導員、教育委員会職員が連携を取りながら機能しているが、指導者不足により、継続した指導ができないなどの問題がある。

町内においては、平成8年度より高校・大学・社会人のスポーツ合宿誘致に取り組んでいるが、当町で盛んな競技種目は比較的少ない状況にある。しかし、高いレベルの選手や指導者と触れる機会であり町内選手のレベルアップや指導力の向上を図るため、今後も支援を行っていくことが必要である。

また、本町には現在、さまざまなスポーツ・レクリエーション施設があるが、近年、老朽化等により各施設の補修箇所が多くなってきている。

（２）その対策

（学校教育）

- ・ 児童生徒の通学確保のため、スクールバスの更新を検討する。
- ・ 校舎等の環境整備やコンピューター等の教育教材の充実を図るなど教育環境の整備を引き続き計画的に進める。
- ・ 教職員住宅の整備を進め、住環境の向上を図る。
- ・ 学校給食の安全確保のため、施設の改築を行う。

（社会教育）

- ・ 各種体験学習・体験活動事業を実施し、青少年の健全育成を図る。
- ・ 事業の実施にあたり、学校・家庭・地域・行政の連携を図る。
- ・ 生涯学習の機会の提供をし、自主活動への支援や情報の提供をする。
- ・ 社会教育施設及び生涯学習の機能が備わった施設の整備をする。

（体育振興）

- ・ 大会中心の活動機会の提供だけでなく、「だれもが、いつでも気軽にスポーツ活動に参加できる機会や場所」を提供し、地域内での活動を中心とした地域のスポーツ組織を充実させる。
- ・ 地域に根ざしたスポーツ活動を展開するためにも、体育指導委員や地域スポーツ指導者

の養成などを図る。

- ・ 教育委員会、体育協会、体育指導委員、スポーツサークルとの連携をより強化し、施設の管理運営体制を確立するとともに、町民が日常的に利用しやすい工夫を検討する。
- ・ 各スポーツ・レクリエーション施設の補修や改修を進めるとともに、摩周観光文化センターや各小中学校を町のスポーツ振興の拠点施設として位置付け、スポーツを通じた町づくりを進める。
- ・ スポーツ合宿の誘致を支援するとともに、町内で活動している指導者・選手に、より高いレベルの技術を習得する機会を提供する。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	弟子屈中学校改築事業 老朽化に伴う統合中学校改築 校舎改築(H21年度)学校備品購入ほか	弟子屈町	
	(1)学校教育関連施設 屋内運動場	弟子屈中学校屋内体育館改築事業 屋体改築(H21年度)発電、放送設備ほか	弟子屈町	
	(1)学校教育関連施設 屋内運動場	町立小中学校屋内体育館設備更新事業 屋内体育館暖房用ボイラー更新 2校分	弟子屈町	
	(1)学校教育関連施設 教職員住宅	教職員住宅建替事業 老朽化した教員住宅の更新事業 木造平屋建て1棟2戸	弟子屈町	
	(1)学校教育関連施設 給食施設	弟子屈町給食センター改築事業 老朽化に伴う学校給食センターの改築 建築主体工事、電気設備、給排水工事等 及び備品購入	弟子屈町	
	(3)集会施設、 体育施設等 体育施設	川湯屋内ゲートボール場改修工事 妻壁改修工事、屋根改修工事	弟子屈町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3)集会施設、 体育施設等 体育施設	町営野球場改修事業 審判休憩舎改築、フェンス改修、土の入替 等	弟子屈町	
	(4)過疎地域自 立促進特別事業	町営テニスコート場改修事業 テニスコート支柱取替、休憩舎改修	弟子屈町	
		ふるさと教育の推進 陶芸体験学習、グリーンタッチ	弟子屈町	
		青少年健全育成及び家庭教育推進 事業 てしかが冒険隊、GoGoチャレンジ隊ほか	弟子屈町	
		スポーツ合宿誘致事業 大学、実業団のスポーツ合宿誘致のため の補助事業	弟子屈町ス ポーツ合宿 誘致委員会	
		スポーツ振興助成事業 各学校の部活や少年団、スポーツ団体の 全道全国大会出場に対する助成事業	弟子屈町	
		学校開放事業 各団体に夜間の学校施設を開放	弟子屈町	
		スポーツ大会の開催 マラソン大会、ウォークラリーの開催	弟子屈町	
		スポーツ団体活性化事業 体育協会、スポーツ少年団の運営に対す る補助	各スポーツ 団体等	
		スポーツ指導者育成事業 体育指導委員の育成、研修会の派遣等	弟子屈町	

8 地域文化の振興

(1) 現況と問題点

本町においては、地域の振興と活性化を図っていく上から、特色ある多様な文化の創造活動の機運が高まっており、幅広い分野で文化に親しむ活動の推進に努めている。

しかし、活発な活動の場が増加しつつある一方で、優れた芸術文化を享受する機会や創作、発表の場の確保及び郷土の伝統文化の継承、文化財の保護活用、さらには生活の近代化に伴う先人の生活道具や開拓当時の資料の保存活用等についてはまだ十分とは言えないが、鎗別獅子舞、川湯ばやし、摩周蝦夷太鼓、郷土芸能等は地域の子供と共に後継者育成が図られ、伝承文化の振興に努めている。

また、町民の芸術、文化の発表機会は総合文化祭をはじめ文化協会等による発表会が行われている。その他に各種実行委員会による音楽コンサートや演劇などが開催されている。

教育委員会と町では、文化人を招いての文化講演会や教育講演会などで全国的に活躍している講師が多数来町し、講演の内容も各分野で質の高いものとなっている。

こうした社会教育等で行う鑑賞機会や講演会、町民による実行委員会方式の事業も財政的な問題や実行委員に対し多くの負担がかかることも実態であり、さまざまな援助の方法や鑑賞機会の検討が必要とされている。

今後においても、各種文化交流の実現に向け、芸術・文化鑑賞の機会、地域文化の充実・創造など町民の多くの期待が寄せられているところである。

(2) その対策

- ・多様な芸術文化の創作、鑑賞機会の提供を図る。
- ・全町的な視野に立った郷土・伝統文化の伝承者・後継者及び組織の育成を図る。
- ・文化財保護、開拓資料保存活用のための具体的な取り組みを図る。
- ・園児、児童、生徒の鑑賞機会の提供を図る。
- ・文化団体やサークル交流を活発にする。
- ・町内の美術、書、写真愛好者の作品展、個展開催を援助する。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(2)過疎地域自 立促進特別事業	<p>文化活動推進事業 文化団体に対する補助</p> <p>郷土芸能支援事業 鎗別獅子舞、川湯ばやし、摩周エゾ太鼓等 の活動に対する補助</p> <p>アイヌ文化保存事業 アイヌ文化の保存団体の活動に対する補 助</p> <p>弟子屈町名木の指定普及 町内の14本の樹木を名木として指定し、毎 年春と秋に観賞ツアーを行う</p> <p>韃馬競技大会事業 韃馬競技大会運営に対する補助</p>	<p>文化団体</p> <p>文化団体</p> <p>アイヌ文化 保存会</p> <p>弟子屈町</p> <p>摩周湖馬友 の会</p>	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、役場所在地である弟子屈市街と役場支所のある川湯市街が中心集落を構成しており、その他拠点施設として屈斜路、美留和、奥春別、仁多、南弟子屈、札友内、原野等が挙げられる。

これらは、温泉の湧出による市街地の形成と第1次産業により発生した集落であるが、多数の集落が分散していることによる生活基盤や環境整備等については多額の費用を要している。

しかし、集落の再編や移転は難しく、現状の集落において取り組まれているコミュニティ活動や住民相互の交流を積極的に推進し、各集落の特性を生かしたコミュニティ社会を形成し、地域づくりと定住基盤等の整備を図る必要がある。

(2) その対策

- ・各集落の特性を生かしたコミュニティ社会づくりを積極的に支援し、定住促進が図られるよう生活環境等の整備充実を図る。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

(移住者対策)

都市住民の自然を求める傾向は更に増加するものと予想され、今後、農村地域は極めて重要な役割を担うものと予想される。

地域の活性化を図るためには、都市地域の住民との地域間交流が一層重要なものと考えられるが、定住に至るまでの間に地域の気候風土等を十分に理解してもらう必要がある。今後においても移住希望者が増加することが考えられるため、定住のための地域情報提供や移住地における適正な土地利用を確立する必要がある。

(景観づくり)

阿寒国立公園の中に位置する本町は、大自然あふれる、潤いあるまちとして自然環境の保全をしつつ、自然と調和した生活環境の整備を図っていくことが必要となっている。

そのため、平成7年度に策定した「弟子屈町景観ガイドプラン」及び平成11年度策定の「弟子屈町景観形成整備計画」に基づきながら、フラワーマスター協会や自治会活動と連携を図りながら、町民の積極的な取り組みを促しつつ、観光地としてふさわしい景観づくりを進め、「緑と水につつまれたパークタウン・弟子屈」をテーマとする、恵まれた自然条件を生かした自然に優しく、自然に親しむまちづくりを進めていくことが必要である。

(自然環境保全)

阿寒国立公園の56%を擁する本町は、行政面積の75%を山林や湖沼が占める豊かで美しい自然を誇る町であり、その恵まれた自然環境は、多様な生物を育む場であるとともに、自然景観、観光資源として多くの魅力を持つほか、町民の生活に潤いを与える貴重な財産である。

本町の素晴らしい自然環境を未来に引き継ぐためには、環境保全に対する町民意識の高揚を図るとともに、町民を巻き込んだ保全活動を展開していくことが必要であり、保全を図りつつ有効活用していく共生システムの構築が求められている。

(協働)

住民と行政機関が協力しながら行政運営を図るためには、相互理解や情報の共有が重要である。これまで行なわれてきた取り組みをより一層深める必要がある。

(2) その対策

(移住者対策)

- ・ IJUターン希望者に対するワンストップ窓口を設置し、定住への情報提供や定住地に対する土地利用の適正化を図る。

(景観づくり)

- ・ 豊かな自然と、市街地や農村部など地域特性を生かした景観づくりを進める。
- ・ 景観に配慮した植樹を展開することにより、緑豊かなまちづくりを推進する。
- ・ 緑あふれる市街地形成への取り組みとして、「わが家の木」づくり運動を推進するため、苗木の無料配布を実施する。

(自然環境保全)

- ・ 町民一人一人の自然環境保全に対する意識の向上を図るため啓蒙活動を展開する。
- ・ 児童、生徒に対する環境教育の実施を推進する。
- ・ 本町の象徴であり北海道遺産でもある摩周湖の世界遺産登録運動に対し支援する。
- ・ 民間が行う環境保全活動を支援する。
- ・ 国立公園や国有林、河川の管理行政機関と連携を密にし、計画的な保全、整備について要望する。
- ・ 町内の自然に関する調査研究資料を蓄積する。
- ・ 健全な生態系保全のため、鳥獣の保護を実施するとともに、適正な有害鳥獣捕獲を展開する。
- ・ 新エネルギー省エネルギーの取り組みを進める。

(協働)

- ・ 町内各地区、団体の特性を活かした地域づくり、活動を支援する。
- ・ 町民と行政が理解を深め、役割分担をしながらまちづくりの一体感を高める。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に 関し必要な事項		移住促進事業 移住相談窓口の開設、リーフレットの作成、 移住体験ツアーの実施、移住者専用住宅 の管理	弟子屈町	
		地域エネルギービジョン策定事業 地域新エネルギービジョンの推進	弟子屈町	
		地域づくり活動支援事業 自治会、コミュニティ団体等が行う公共性が 認められる事業に助成する (1件10万円)	弟子屈町	

事業計画（平成 22 年度～ 27 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進特別 事業	<p>中山間地域直接支払交付金事業 耕作放棄の防止対策、景観緑肥の栽培、公 共牧場の運営管理他</p> <p>農業後継者育成 農業後継者育成・農村花嫁里帰り支援・牧場 実習生受入ほか</p> <p>新規就農者支援 対象者への準備金、奨励金、利子補給の補 助</p> <p>農地・水・環境保全向上対策 地場農産物のPR、鹿柵の管理補修、農道 の草刈、排水路管理ほか</p> <p>畑作パートバンク利用促進事業 畑作パートバンク事業</p> <p>農業経営基盤強化資金利子補給事 業 認定農業者が牛舎、農機具、農地などを取 得更新する際の資金借入利子補給</p> <p>畜産経営維持緊急支援資金利子補 給事業 畜産経営維持緊急支援資金利子補給</p> <p>冷湿害等農業経営維持資金利子補 給事業 冷湿害等農業経営維持資金利子補給</p> <p>エゾ鹿駆除事業 1頭あたり4000円の奨励費を交付し、年間 700頭を捕獲駆除</p> <p>地域ブランド化推進事業 各種農畜産物加工品づくりへの支援、商品化</p>	<p>弟子屈集落</p> <p>弟子屈町農村 ふれあい協議 会</p> <p>弟子屈町</p> <p>屈斜路川湯資 源保全推進会 議</p> <p>弟子屈町畑作 パートバンク 利用組合</p> <p>摩周湖農業協 同組合</p> <p>摩周湖農業協 同組合</p> <p>摩周湖農業協 同組合</p> <p>弟子屈町鹿対 策協議会</p> <p>弟子屈町地域 ブランド推進 化実行委員会</p>	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9)過疎地域 自立促進特別 事業	担い手となる人づくり推進事業 農業青年団体への支援 農業用廃プラスチック適正処理対策 事業 廃プラ対策における運搬費、処理費に対する 補助 種馬铃薯生産振興事業 優良種馬铃薯の確保及び生産に対する補 助、冷湿害対策に対する品種転換補助 酪農経営安定合理化振興事業 酪農振興の連合組織に対する運営費補助 酪農ヘルパー事業 酪農ヘルパー組織に対する運営費補助 乳牛検定事業 乳牛検定制度に対する補助 馬事振興事業 馬生産者の馬産振興活動を支援するため運 営費を補助 乳牛改良推進事業 乳牛共進会への参加や乳牛改良推進のため の団体に対する運営費補助 家畜ふん尿臭気対策事業 家畜ふん尿の臭気低減を図ることを目的とし た組織への運営費補助 森林整備担い手推進事業 森林作業員の就労日数に応じて支給する奨 励金のうち弟子屈町の負担金を支出 植樹祭 植樹祭の開催、苗木の無料配布	弟子屈町4H クラブ 摩周湖農業協 同組合 弟子屈町種馬 铃薯生産組合 弟子屈町酪農 振興会連合会 弟子屈町酪農 ヘルパー利用 組合 摩周湖乳牛検 定組合 弟子屈町馬事 振興会 弟子屈町ホル スタイン改良 同志会 弟子屈町家畜 ふん尿臭気対 策協議会 弟子屈町 町・緑化推進 委員会	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進特別 事業	屈斜路湖等内水面遊魚振興対策事業 屈斜路湖への稚魚放流、捕獲調査、水質調査ほか	弟子屈町	
		自然体験学習・環境学習委託事業 川湯エコミュージアムを拠点とした専門スタッフによる自然体験・環境学習の実施	弟子屈町	
		各種観光宣伝物制作による観光客誘致事業 観光パンフレット、外国語版パンフレット、観光ポスター等の制作、インターネットサイトの運用	弟子屈町	
		観光組織育成事業(てしかがえこまち推進協議会) 着地型ツアーの造成、ジュニア自然ガイドの育成、エコツアーガイド養成講習会の開催支援	てしかがえこまち推進協議会	
		各種観光客誘致イベント支援事業 観光協会などの行う源泉まつりや夏まつりなどへの運営支援	各団体	
		冬季観光バス事業 道東各空港と町内温泉地を結ぶバス運行事業に対する補助	川湯温泉観光協会	
		着地型旅行企画運営事業 着地型旅行企画事業、外国語ツアーデスクの開設等に対する支援	弟子屈町	
		写真・陶芸等展示施設管理運営事業 展示施設管理運営に係る空き店舗賃借料、企画費用等	弟子屈町	
		町民宿泊促進支援事業 町内の宿泊施設に宿泊する町民の宿泊料(1泊2000円)を助成	弟子屈町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進特別 事業	<p>(社)摩周湖観光協会運営事業補助 事業</p> <p>地域の観光宣伝、観光客誘致運営事業他</p> <p>季節労働者等雇用促進事業</p> <p>資格取得に係る補助制度、新規雇用促進、 セミナーの実施</p> <p>新規創業等雇用支援事業</p> <p>新規に創業する事業者に対し、人件費の一 部を1年間補助する</p> <p>中小企業振興融資事業</p> <p>運転資金、設備投資資金貸付金・保証料補 給・利子補給</p> <p>空き店舗活用促進事業</p> <p>空き店舗賃借料2ヵ年助成</p> <p>摩周湖クリーンウォーク</p> <p>環境保全と景勝地の整備を目的とした学習 機会と清掃活動</p> <p>地場産品販売促進事業</p> <p>地域の農産物の加工と販売方法を研究 し、将来的に雇用の創出につなげる</p>	<p>摩周湖観光協 会</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p>	
2 交通通信体 系の整備、情報 化及び地域間交 流の促進	(10) 過疎地 域自立促進特 別事業	<p>姉妹都市交流事業</p> <p>姉妹都市である日置市との中学生相互交流 事業</p> <p>弟子屈2 days エコパスポート事業</p> <p>環境にやさしい地域公共交通体系構築に向 けた取り組みの推進</p>	<p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p>	
3 生活環境の 整備	(6) 過疎地域 自立促進特別 事業	<p>防災対策事業</p> <p>非常用毛布、飲料水、食料の備蓄</p> <p>水難救助隊員養成及び資機材整備 事業</p> <p>水難救助用資機材整備更新</p>	<p>弟子屈町</p> <p>釧路北部消防 事務組合</p>	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(6) 過疎地域 自立促進特別 事業	交通安全対策事業 交通安全指導員の配置、交通安全運動推進 協議会補助ほか	弟子屈町	
		防犯活動推進事業 防犯協会補助、防犯灯の新設他	弟子屈町	
		住宅建築資金利子補給金交付事業 新築・増改築の金融機関からの融資に係る 利子補給	弟子屈町	
		住宅用太陽光発電システム設置費助 成事業 住宅用太陽光発電システム設置に対してk w あたり3万円を助成	弟子屈町	
		生ごみ処理容器助成事業 生ごみ処理容器を町内で購入する家庭に対 し、購入費の一部を助成	弟子屈町	
		廃棄物集積箱設置費助成 景観に配慮した廃棄物集積箱を設置する自 治会に対して設置費の一部を助成	弟子屈町	
		環境活動奨励金交付事業 自治会や旅館組合、コンビニなどの廃棄物に 対する活動に対し、奨励金を交付	弟子屈町	
		消費者活動支援事業 消費者協会の活動費補助ほか	弟子屈町	
		消費者行政活性化事業 消費者行政対応力の強化、啓発活動	弟子屈町	
		地域生活バス路線維持確保事業 生活バス路線補助 弟子屈市内線ほか	弟子屈町	
知得便利帳作成事業 町民の生活に必要な情報一覧を冊子にまと めて作成配布する 年3800部	弟子屈町			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(6)過疎地域 自立促進特別 事業	自治会活動支援事業 自治会連合会及び単位自治会への運営費 の助成	弟子屈町	
		(7)過疎地域 自立促進特別 事業	弟子屈町	
4 高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(7)過疎地域 自立促進特別 事業	子供フェスティバル支援事業 体力測定・昔の遊び体験・歯ピカ表彰式の開 催	弟子屈町	
		乳幼児健診・相談等事業の充実 乳児健診・1歳半検診・健康相談・家庭訪問 等	弟子屈町	
		エキノコックス症検診事業 小学3年生と中学2年生対象	弟子屈町	
		成人の健康づくり事業 各種検診・家庭訪問・健康相談・機能訓練・ 肝炎検査等	弟子屈町	
		妊婦検診事業 妊婦に対する検診費用の助成	弟子屈町	
		歯科保健事業 歯科検診・フッ素塗布・歯みがき指導等	弟子屈町	
		思春期保健事業 赤ちゃんふれあい体験講座・思春期講演会 の開催等	弟子屈町	
		介護予防事業 転倒予防教室・うつ予防・閉じこもり予防講座 等の開催	弟子屈町	
		予防接種事業 乳幼児・BCG・ポリオ・三種混合・麻疹風疹混 合等の実施	弟子屈町	
		訪問サービス事業 70歳以上の独居世帯の該当老人に訪問し 安否確認を行う	弟子屈町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(7)過疎地域 自立促進特別 事業	軽度生活援助事業 老人夫婦の一定条件の世帯にヘルパーを派遣し、外出の援助、衣類等の洗濯などの生活援助サービスを行う	弟子屈町	
		除雪サービス事業 一定条件の世帯を対象に生活道路及び避難路を確保するための除雪を行う	弟子屈町	
		緊急通報体制等整備事業 病弱な独居老人世帯に緊急通報システムを整備し、維持管理を行う	弟子屈町	
		高齢者バス・ハイヤー及び燃料費助成事業 75歳以上の対象者に1人あたり3,000円の補助券を交付	弟子屈町	
		外出支援サービス事業 対象者に対し、入浴サービスと移送サービスを実施	弟子屈町	
		特定疾患患者等交通費助成事業 特定疾患患者や人工透析患者に対して通院のための交通費を助成する	弟子屈町	
		障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定事業 障害者施策の推進に伴う障害者福祉計画の策定	弟子屈町	
		精神障がい者支援事業 対象者に通所交通費及び入院医療費の助成	弟子屈町	
		地域子育て支援事業 育児不安解消支援などのため親子の交流遊び場の提供、育児相談指導を行う	弟子屈町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(7)過疎地域 自立促進特別 事業	こども発達支援センター事業 言語障がい、肢体不自由及び心身の発達に 遅れのある児童の指導	弟子屈町	
		放課後児童健全育成事業 町内3ヵ所で放課後児童の健全育成指導を 行う	弟子屈町	
5 医療の確保	(3)過疎地域 自立促進特別 事業	摩周厚生病院建設用地取得事業 建設用地取得に係る債務償還	弟子屈町	
		摩周厚生病院建設事業費補助事業 建設事業費に係る債務償還	弟子屈町	
		摩周厚生病院運営費補助事業 病院運営に係る支援	弟子屈町	
		看護師等修学資金貸付事業 医師、看護師等に対する学費貸付(償還免除 制度あり)	弟子屈町	
		医療機関利子補給事業 医療機関の建設費等に係る支援	弟子屈町	
6 教育の振興	(4)過疎地域 自立促進特別 事業	ふるさと教育の推進 陶芸体験学習、グリーンタッチ	弟子屈町	
		青少年健全育成及び家庭教育推進 事業 てしかが冒険隊、GoGoチャレンジ隊ほか	弟子屈町	
		スポーツ合宿誘致事業 大学、実業団のスポーツ合宿誘致のための 補助事業	弟子屈町スポ ーツ合宿誘致 委員会	
		スポーツ振興助成事業 各学校の部活や少年団、スポーツ団体の全 道全国大会出場に対する助成事業	弟子屈町	
		学校開放事業 各団体に夜間の学校施設を開放	弟子屈町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(4)過疎地域 自立促進特別 事業	スポーツ大会の開催 マラソン大会、ウォークラリーの開催 スポーツ団体活性化事業 体育協会、スポーツ少年団の運営に対する 補助 スポーツ指導者育成事業 体育指導委員の育成、研修会の派遣等	弟子屈町 各スポーツ団 体等 弟子屈町	
7 地域文化の 振興等	(2)過疎地域 自立促進特別 事業	文化活動推進事業 文化団体に対する補助 郷土芸能支援事業 鎗別獅子舞、川湯ばやし、摩周エゾ太鼓等の 活動に対する補助 アイヌ文化保存事業 アイヌ文化の保存団体の活動に対する補助 弟子屈町名木の指定普及 町内の 14 本の樹木を名木として指定し、毎 年春と秋に観賞ツアーを行う 韃馬競技大会事業 韃馬競技大会運営に対する補助	文化団体 文化団体 アイヌ文化保 存会 弟子屈町 摩周湖馬友の 会	
9 その他地域 の自立促進に 関し必要な事項		移住促進事業 移住相談窓口の開設、リーフレットの作成、 移住体験ツアーの実施、移住者専用住宅の管 理 地域エネルギービジョン策定事業 地域新エネルギービジョンの推進 地域づくり活動支援事業 自治会、コミュニティ団体等が行う公共性が 認められる事業に助成する (1件10万円)	弟子屈町 弟子屈町 弟子屈町	